

# 第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
みどり市



# はじめに

近年、急速な少子化を背景に、子ども・子育てを取り巻く環境は、大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズや就業形態の変化による様々な特別保育へのニーズが高まる一方、核家族化といった家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに対する不安感や負担感、孤立感を持つ家庭の増加、子どもの権利を脅かす児童虐待や子どもの貧困など、子どもや家庭をめぐる問題は多岐にわたり、ますます深刻さを増しています。



国では、平成27年4月から「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本にして、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡充、地域での子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、令和元年10月からは、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、少子化対策の一環として、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

みどり市ではこうした背景を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、子どもを取り巻く環境の変化や社会情勢などを再検証し、「第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、前計画の基本理念「子どもの未来をみんなで応援 ― みどり市 ―」を引き継ぎ、全ての家庭が喜びと生きがいをもって、安心して子育てでき、全ての子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる社会の実現を目指し、子ども・子育て施策への取り組みを一層進めてまいります。施策の推進にあたっては、市民や関係団体の皆さまにもご協力いただき、地域全体の取り組みとしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、様々な提案をいただきました子ども・子育て会議委員の皆さま、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

みどり市長 須藤 昭男



# ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 みどり市の子ども・家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 婚姻及び出産等の動向	7
3. 人口推計	10
4. 就業の状況	12
5. 子育て支援の状況	13
6. ニーズ調査の状況	18
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	39
2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	40
3. 基本目標	41
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	43
1. 教育・保育提供区域の設定	43
2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	44
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	46
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	58
基本目標1 子ども・子育て支援の充実	58
基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり	64
基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	68
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	73
基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備	78
第6章 計画の推進に向けて	83
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	83
2. 計画の点検・評価	84
資料編	85
1. 計画策定の経過	85
2. みどり市子ども・子育て会議条例	86
3. みどり市子ども・子育て会議名簿	87



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、家族構成や雇用環境の変化、急速な少子高齢化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待や子どもの貧困等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化する状況が続いています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年には「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、平成29年には、待機児童の解消を目指し「子育て安心プラン」を発表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保するとともに、令和元年10月からは、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、少子化対策の一環として、幼児教育・保育の無償化をスタートさせました。

本市ではこうした背景を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、保育ニーズの多様化、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを再検証し、「第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容を合わせもった計画としているほか、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律など、子どもが健やかに育つために必要な事項を示した関連法の内容を踏まえ、本市がその支援策を推進するため、市が取り組むべき目標や方向性を定めるものです。

さらに、本計画は、「第2次みどり市総合計画」を最上位計画とし、「第3期みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「みどり市障がい者計画 2012（後期計画）」、「第5期みどり市障害福祉計画」、「第1期みどり市障害児福祉計画」、「第2次みどり市健康プラン21（健康増進計画）」などの計画との整合を図ります。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 (令和元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
みどり市子ども・子育て支援事業計画（第1期）									
			ニーズ調査	計画策定	第2期みどり市 子ども・子育て支援事業計画				

### 3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定するみどり市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

#### (1) みどり市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者等で構成しています。

#### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：平成31年1月11日（金）～平成31年2月1日（金）

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,000人	428件	42.8%
2	小学生保護者	1,000人	424件	42.4%

#### (3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

■意見等募集期間：令和2年1月28日（火）～令和2年2月20日（木）

■意見等の受付件数：1人1件

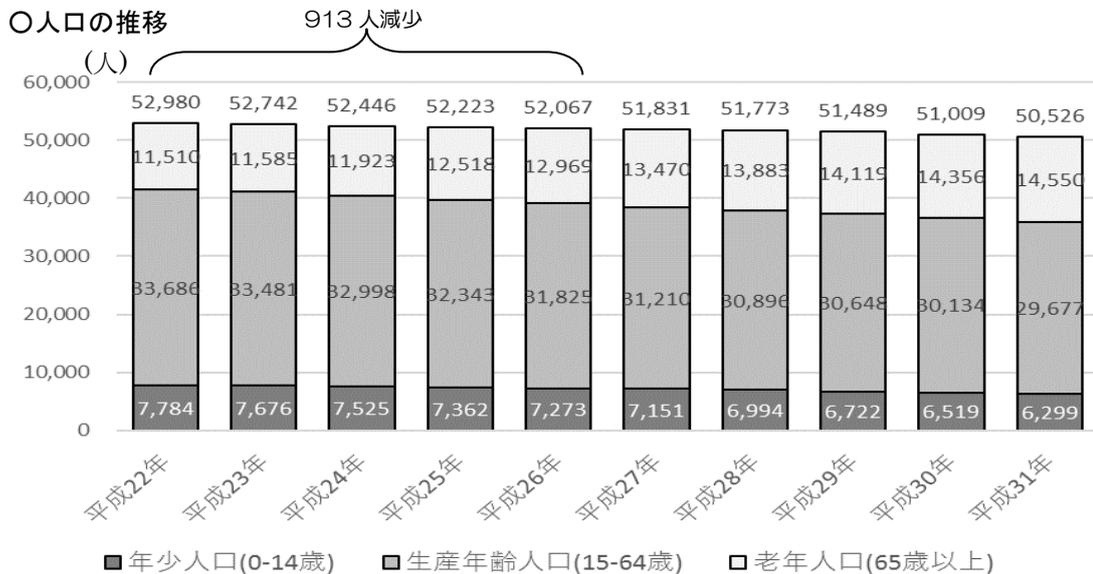
# 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

## 1. 少子化の動向

### (1) 人口の推移

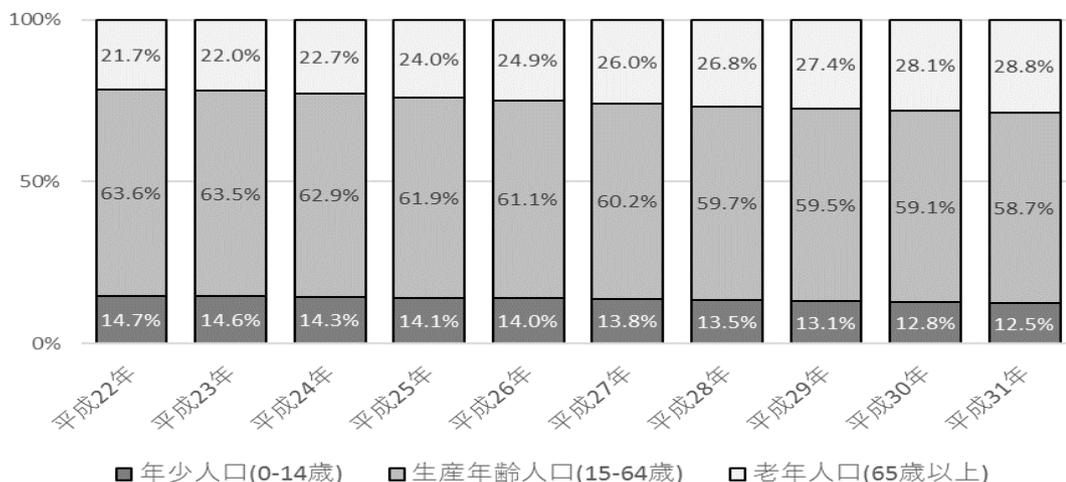
本市の総人口をみると、平成31年4月1日現在は50,526人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で1,305人の減少となっています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

### ○年齢3区分人口構成比



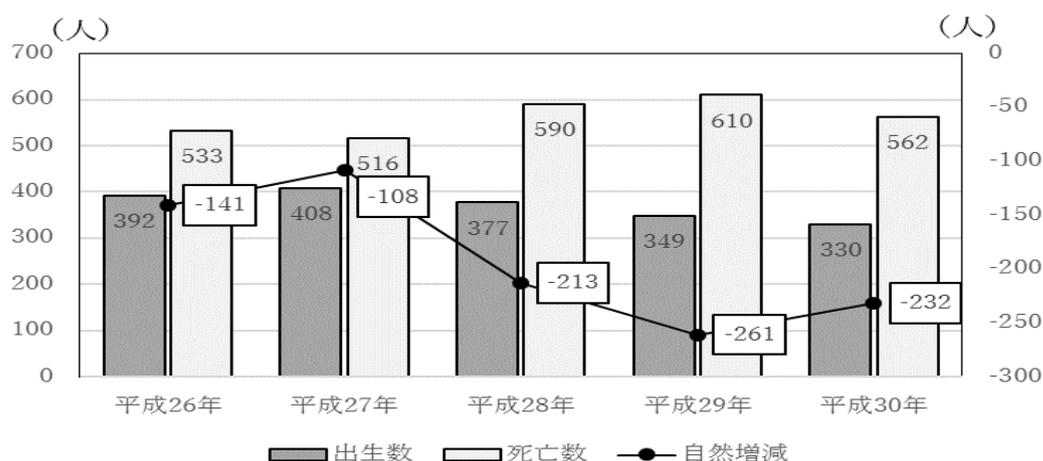
資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

## (2) 自然動態の推移

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、近年出生数が減少している一方で、死亡数が増加しているため自然動態は減少しています。

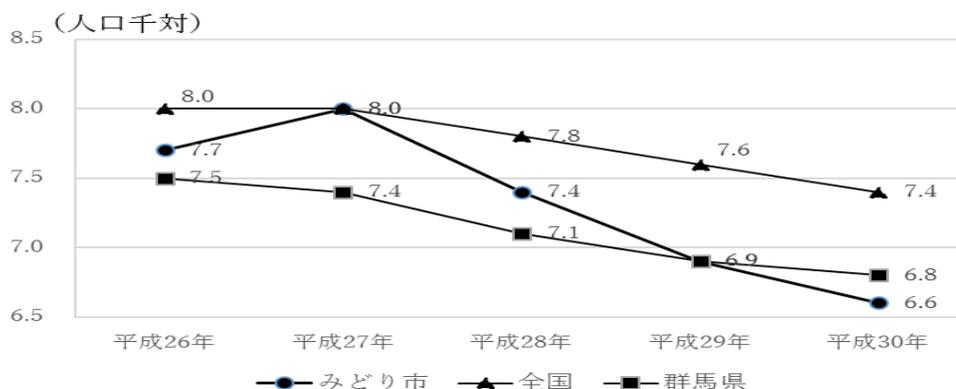
また、本市の出生率は、県の数値を上回って推移していましたが、平成30年には、県の数値を下回り6.6となっています。死亡率は、平成30年では、県の12.1より低く11.2となっています。

### ○出生数及び死亡数の推移



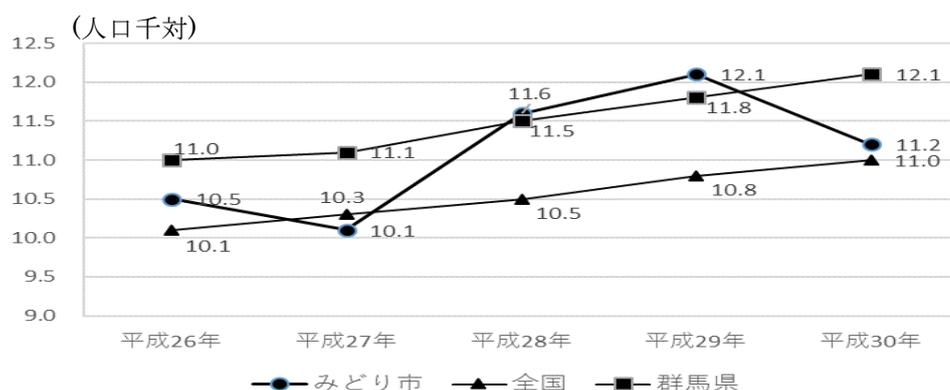
資料：群馬県人口動態統計

### ○出生率の推移



資料：群馬県人口動態統計

### ○死亡率の推移



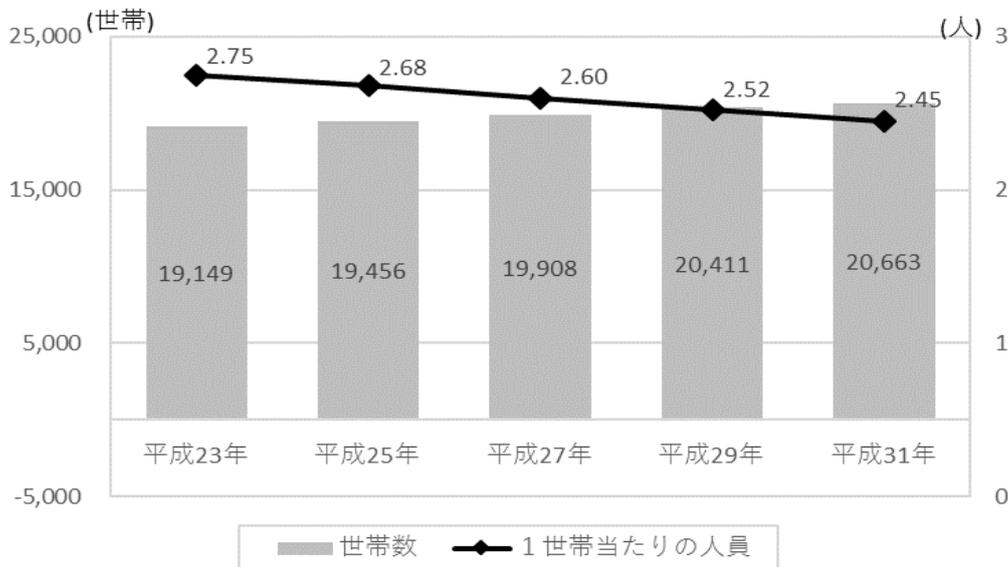
資料：群馬県人口動態統計

### (3) 世帯数の推移

本市の世帯数をみると、平成31年4月1日現在 20,663 世帯となっています。平成23年からの推移をみると、増加傾向となっており、この9年間で 1,514 世帯の増加となっています。

また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯あたり人員は減少しています。

○世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

本市の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成27年では 18,820 世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が年々進んでいることがうかがえます。

○世帯別の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	16,357	17,453	18,301	18,820
親族世帯数	13,712	14,177	14,276	14,080
核家族世帯数	10,245	10,877	11,355	11,650
親族世帯に占める割合	74.7%	76.7%	79.5%	82.7%
その他の親族世帯数	3,467	3,300	2,921	2,430
親族世帯に占める割合	25.3%	23.3%	20.5%	17.3%
非親族世帯数	58	95	159	172
単独世帯数	2,587	3,181	3,863	4,528
(再掲)母子世帯数	241	299	306	291
親族世帯に占める割合	1.8%	2.1%	2.1%	2.1%
(再掲)父子世帯数	29	38	43	40
親族世帯に占める割合	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%

資料：国勢調査（H22年については、一般世帯数合計に誤差あり）

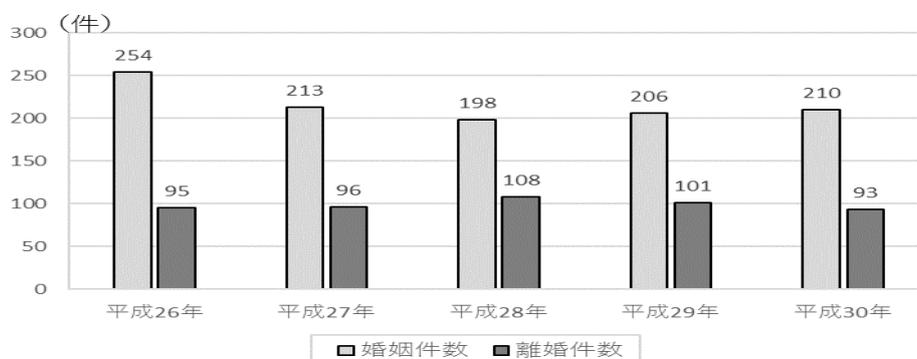
## 2. 婚姻及び出産等の動向

### (1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成26年から平成27年に大きく減少し、その後は横ばい状態であり、平成30年では210件となっています。離婚件数はほぼ横ばいとなっており、平成30年では93件となっています。

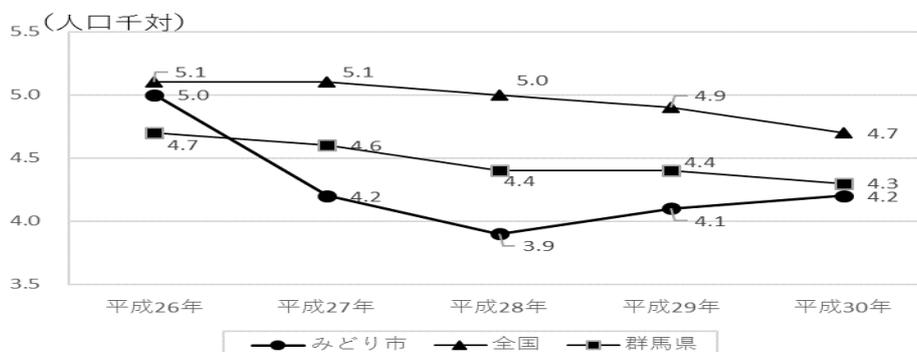
また、本市の婚姻率は、平成27年から平成29年に大きく全国、群馬県を下回っていましたが、平成30年では群馬県と同程度の4.2となっています。離婚率は、平成28年から平成30年では、全国、群馬県を大きく上回っています。

#### ○婚姻件数・離婚件数の推移



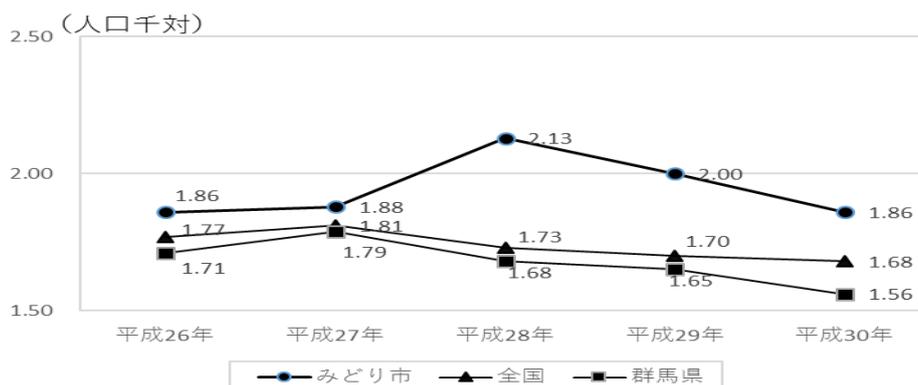
資料：群馬県人口動態統計

#### ○婚姻率の推移



資料：群馬県人口動態統計

#### ○離婚率の推移



資料：群馬県人口動態統計

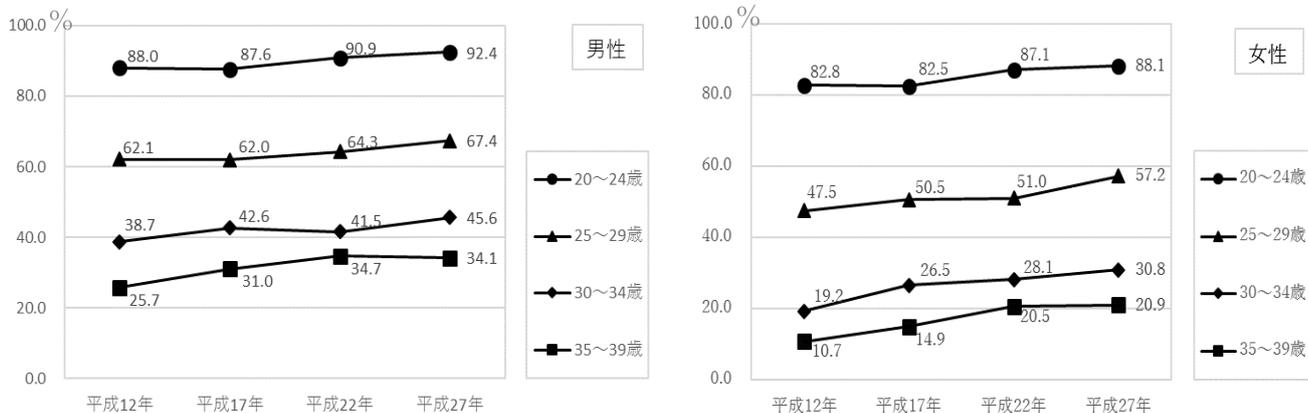
## 第2章 みどり市子ども・家庭の現状

### (2) 未婚率の推移

本市の未婚率では、男女ともにいずれの年齢層とも上昇傾向にあることがうかがえます。

特に、男性は「35～39歳」、女性は「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。

○未婚率の推移

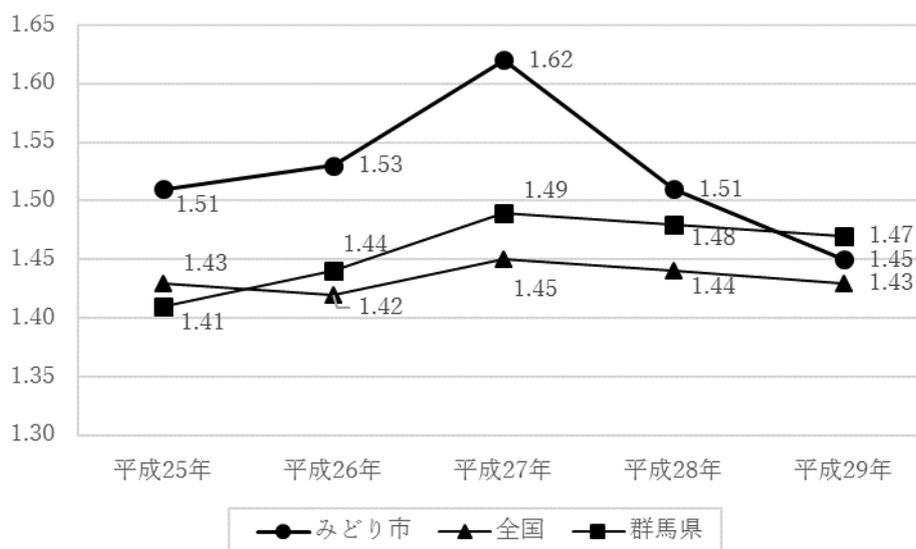


資料：国勢調査

### (3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成28年までは全国や群馬県を上回っておりましたが、平成29年には1.45で、全国よりは上回っているものの、群馬県よりは下回る状況となっています。

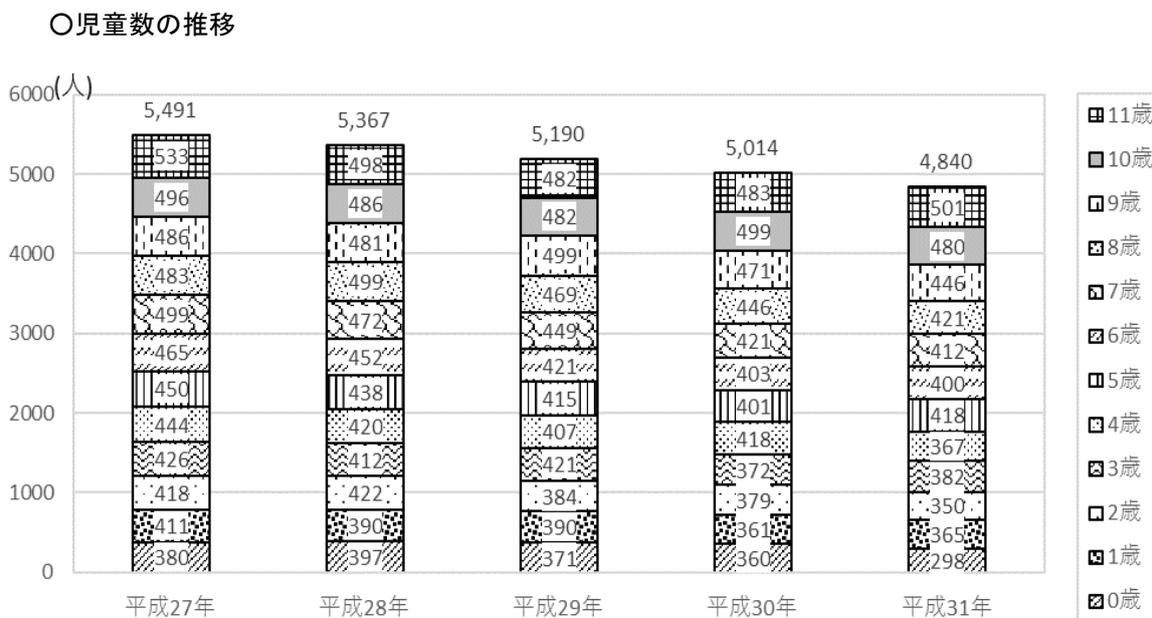
○合計特殊出生率の推移



資料：群馬県人口動態統計

### (4) 児童数の推移

本市の11歳までの児童数は年々減少しており、5年間で651人減少して、平成31年4月現在で4,840人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、2,180人、6～11歳の小学生児童数は2,660人となっています。



資料：住民基本台帳、外国人含む（各年4月1日）

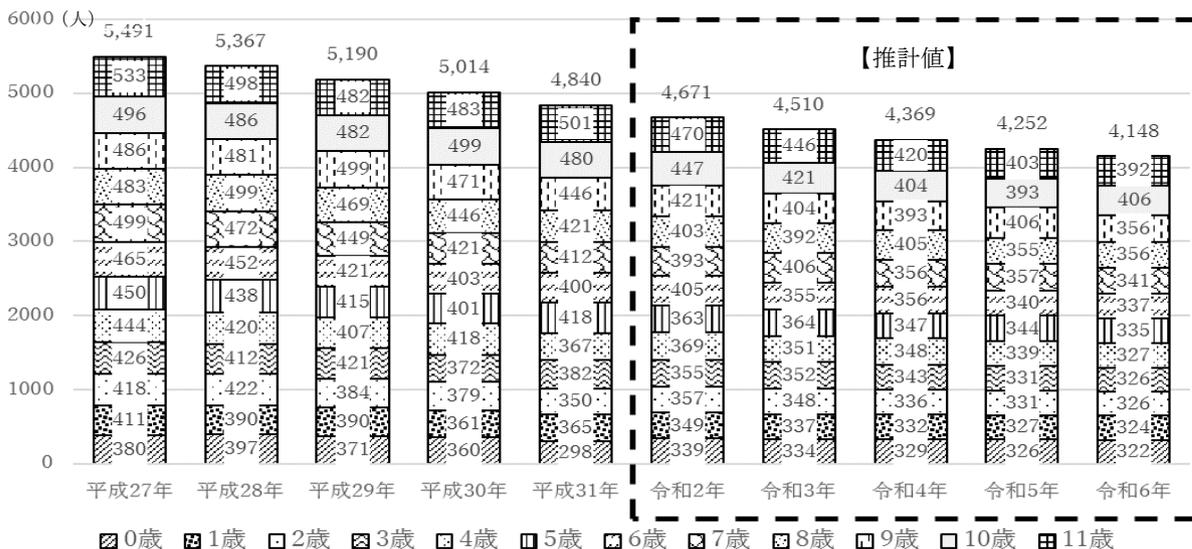


### 3. 人口推計

#### (1) 将来の児童数の推計

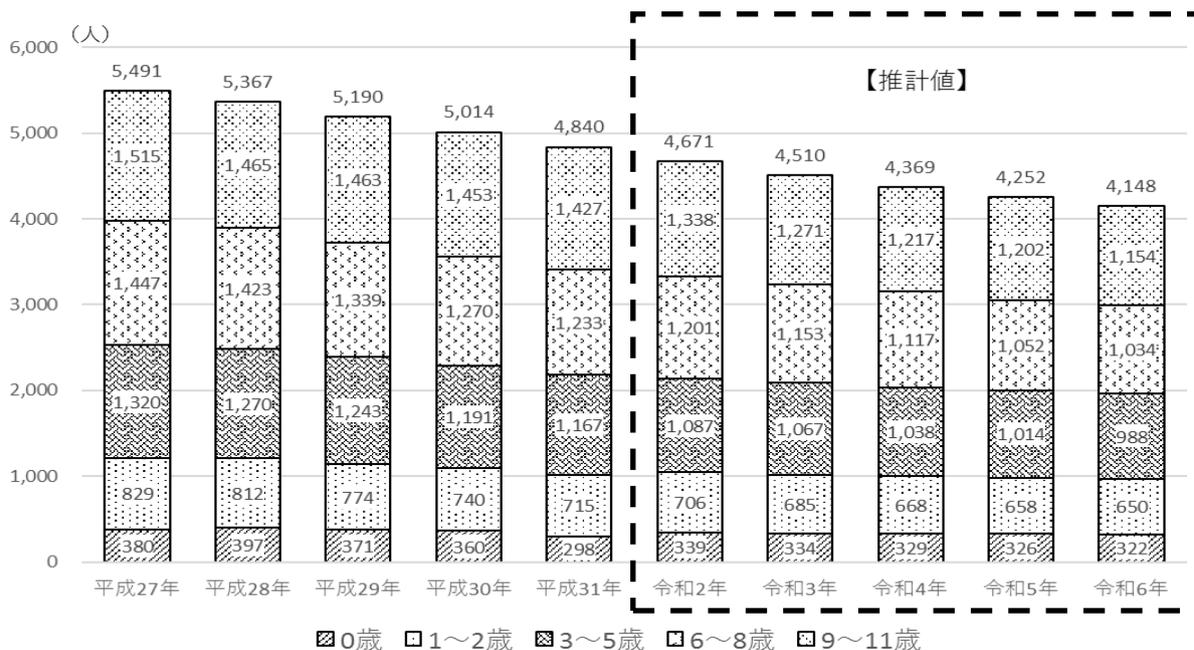
本市における11歳までの将来の児童数では、令和6年には4,148人になると推計しています。本計画期間である令和2年から令和6年までに523人程度の児童が減少すると推計しています。

##### ○将来の児童数の推移



資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）  
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

##### ○計画対象年齢別の推移



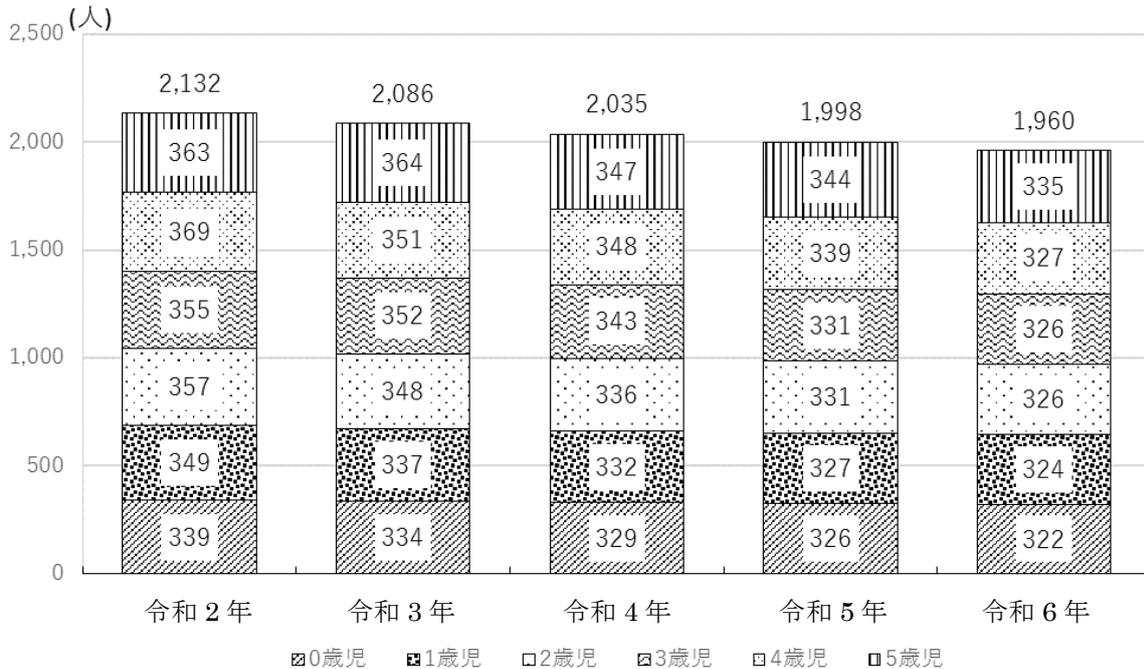
資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）  
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

## (2) 就学前・小学生別の児童数の人口推計

人口推計は、平成26年から平成30年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、推計を行っています。その結果、将来の就学前児童数は、令和6年には1,960人になると推計しています。また、小学生児童数については、令和6年には、2,188人になると推計しています。

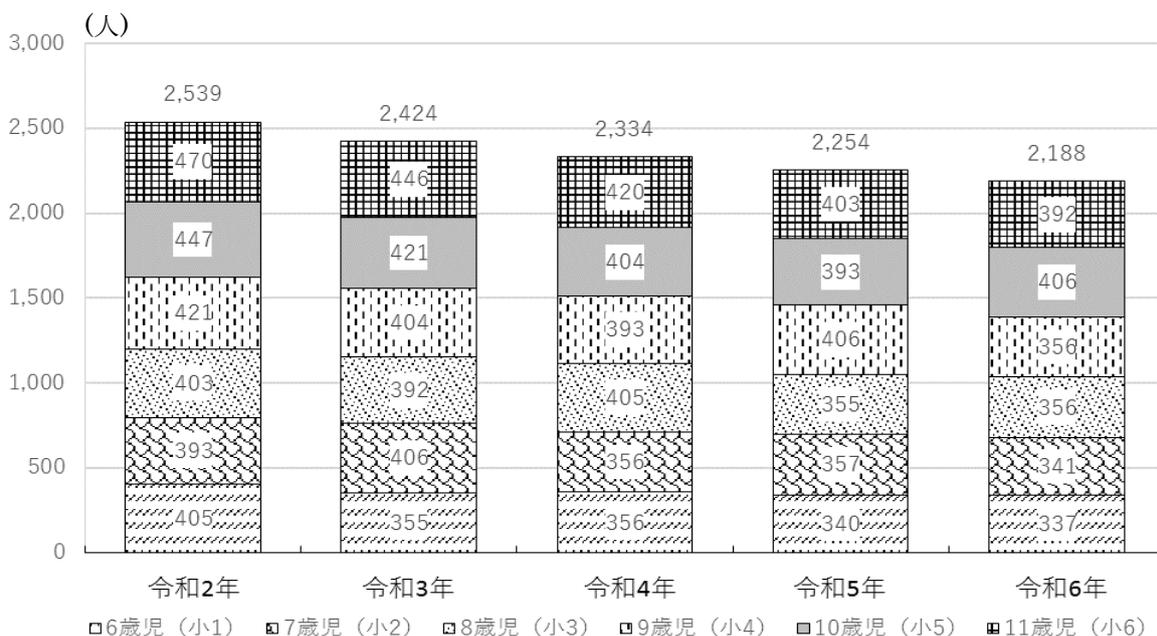
人口推計の推移をみると、年々児童数が減少していく状況となっています。

○就学前児童数の推移（0歳児～5歳児）



資料：コホート変化率による推計値、外国人含む（各年4月1日）

○小学生児童数の推移（6歳児～11歳児）



資料：コホート変化率による推計値、外国人含む（各年4月1日）

## 4. 就業の状況

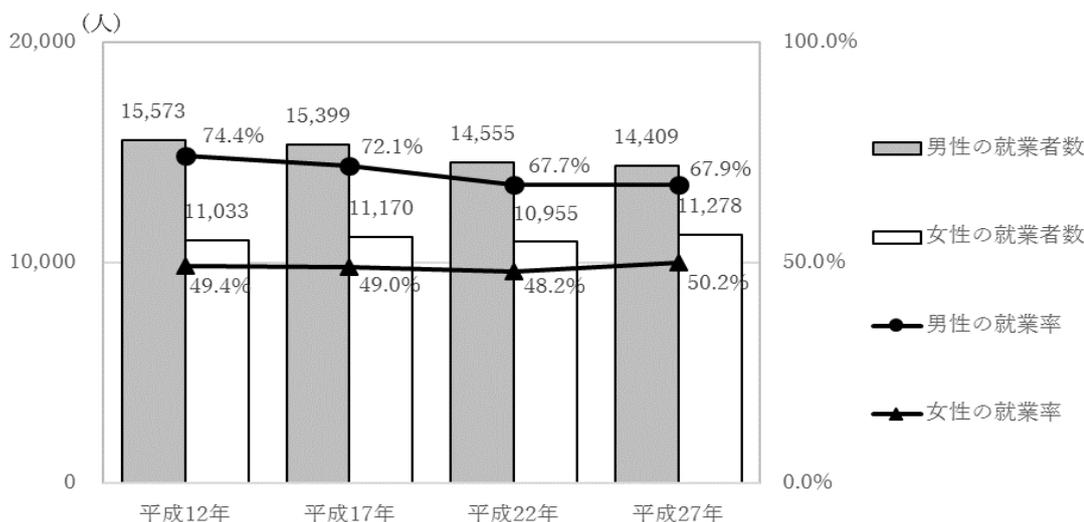
本市の就業者数及び就業率の推移は、男性は、ともに微減していますが、女性は、横ばいの状況となっています。

また、男性の労働力率では25～59歳は9割以上を保っています。女性では平成22年、平成27年ともに30歳代前半で減少し、その後緩やかに上昇しています。40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30歳代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。

また、平成27年の女性の年齢別の労働力率は、全体的に微増していることがわかります。

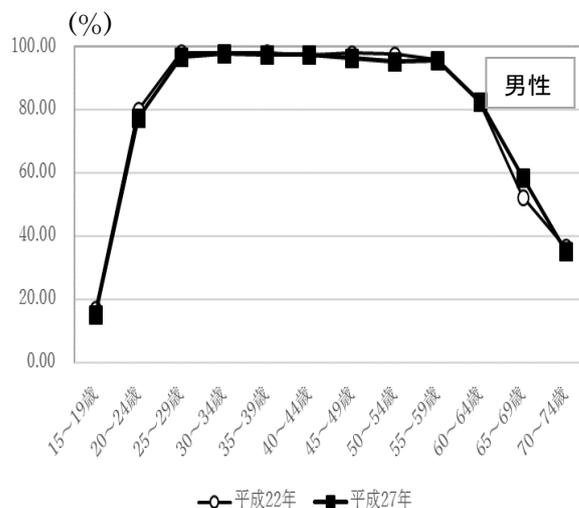
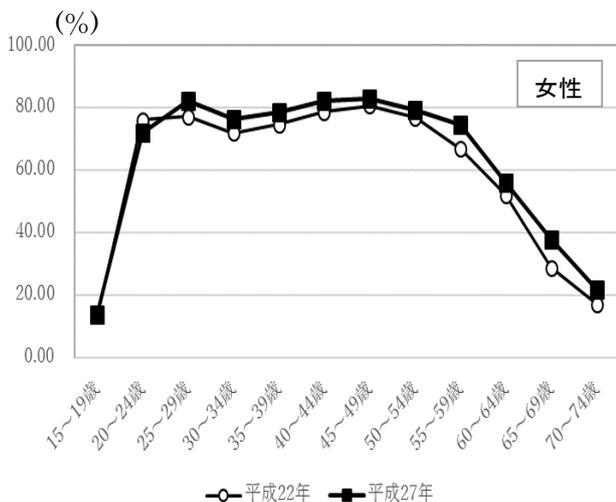
※労働力率：15歳以上の人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

### ○就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

### ○年齢別の労働力率の推移



資料：国勢調査

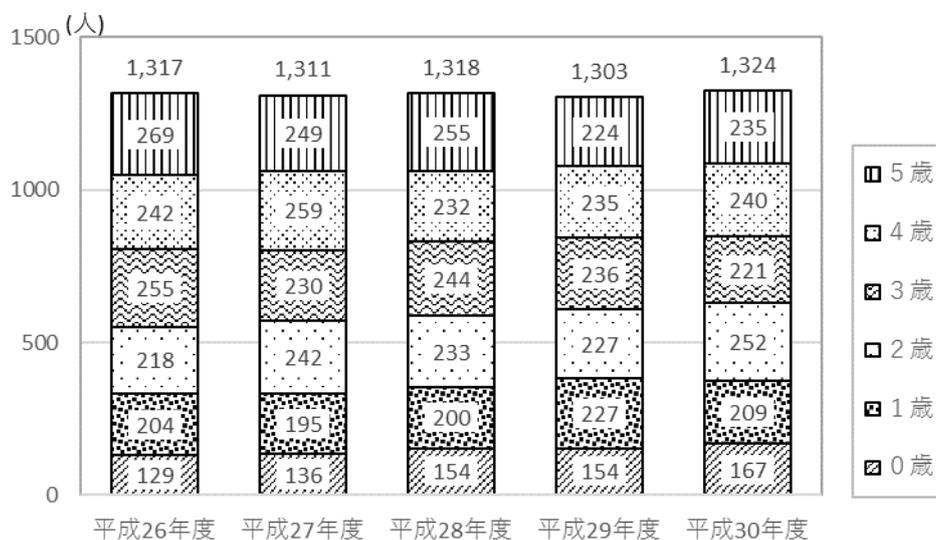
## 5. 子育て支援の状況

### (1) 認可保育所・認定こども園（保育認定子ども）入所児童数の推移

本市における令和元年5月現在の認可保育所数は9か所、認定こども園は2か所で、計11か所となっています。

本市の認可保育所・認定こども園の入所児童数（保育認定子ども）をみると、平成31年3月末現在で1,324人となっています。

○認可保育所・認定こども園（保育認定子ども）入所児童数の推移 ※管内受託含む



資料：こども課（各年3月31日）

○認可保育所・認定こども園（保育認定子ども）年度別入所状況 ※管内受託含む

単位：人

	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成26年度	11	1,300	129	204	218	255	242	269	1,317	101.31 %
平成27年度	11	1,330	136	195	242	230	259	249	1,311	98.57 %
平成28年度	11	1,330	154	200	233	244	232	255	1,318	99.10 %
平成29年度	11	1,320	154	227	227	236	235	224	1,303	98.71 %
平成30年度	11	1,320	167	209	252	221	240	235	1,324	100.30 %

資料：こども課（各年3月31日）

※認定こども園：保育所(保育部分)と幼稚園(教育部分)の機能や特徴を合わせ持つ施設。

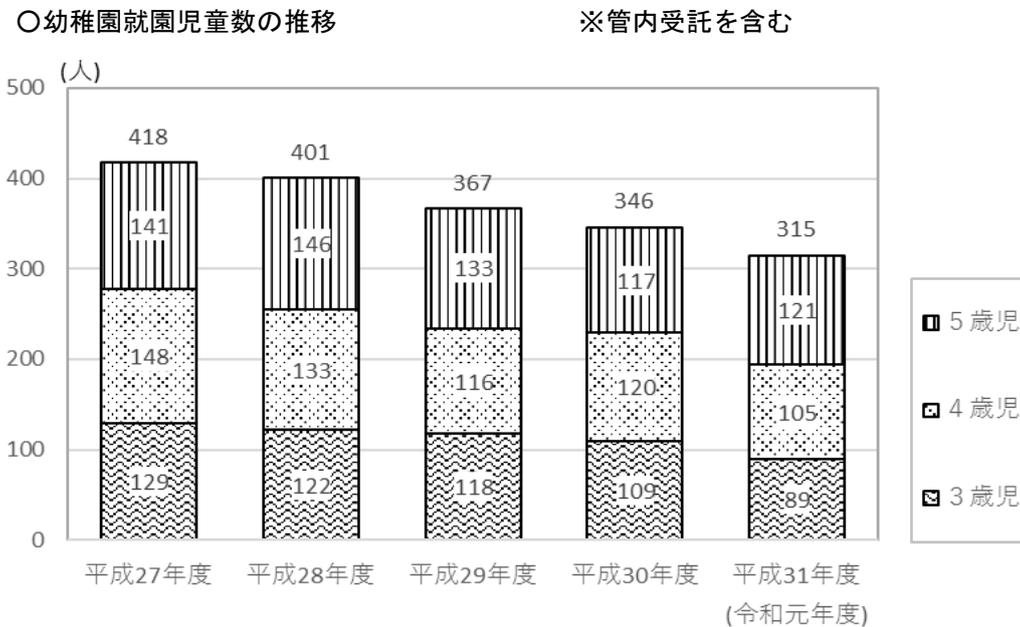
対象年齢は、保育部分が0歳児から5歳児まで、教育部分が満3歳から5歳児まで。

## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

### (2) 幼稚園就園児童数・認定こども園(教育認定子ども)の推移

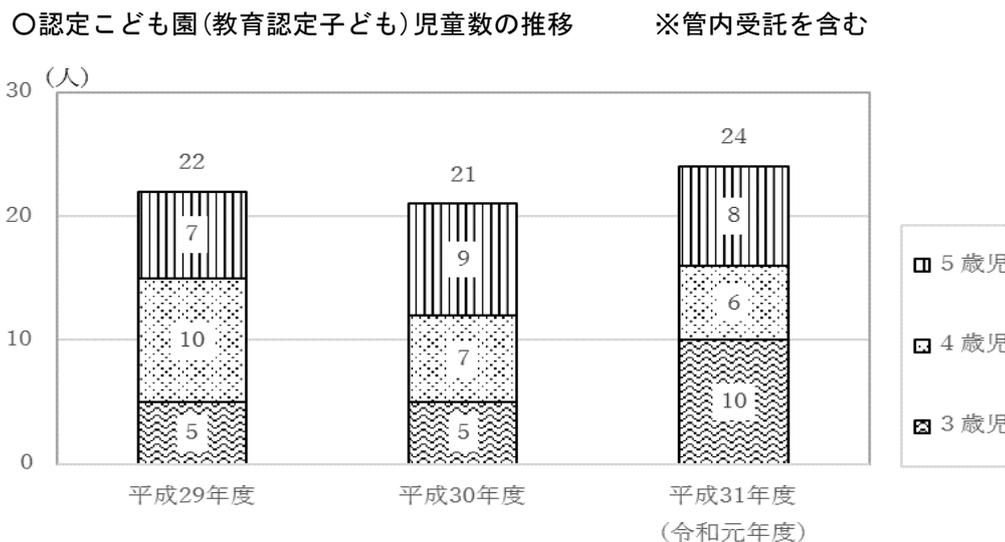
本市における幼稚園数は、令和元年5月現在、3か所となっています。

また、本市の幼稚園就園児童数は、令和元年5月現在で315人となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日）

本市における認定こども園は、令和元年5月現在、2か所となっています。これは、平成29年度に認可保育所2園が認定こども園に移行したものです。

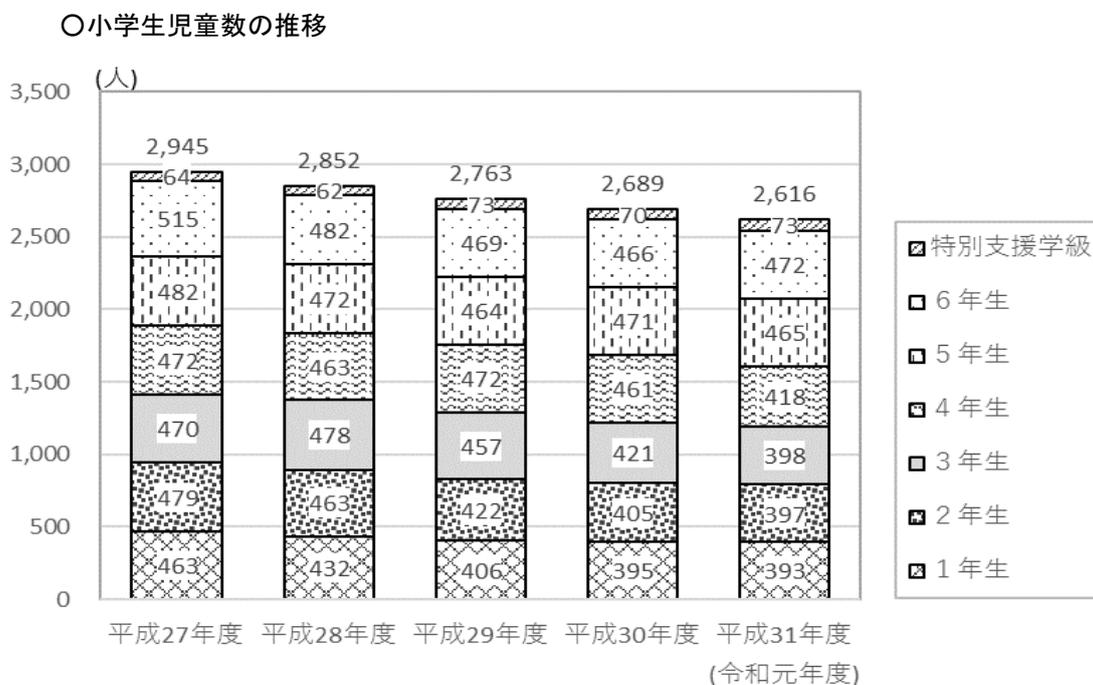


資料：こども課（各年5月1日）

### (3) 小学生児童数の推移

本市における小学校数は、令和元年5月現在8校となっています。

また、本市の小学生児童数をみると、年々減少しており、令和元年5月現在で 2,616 人となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日）



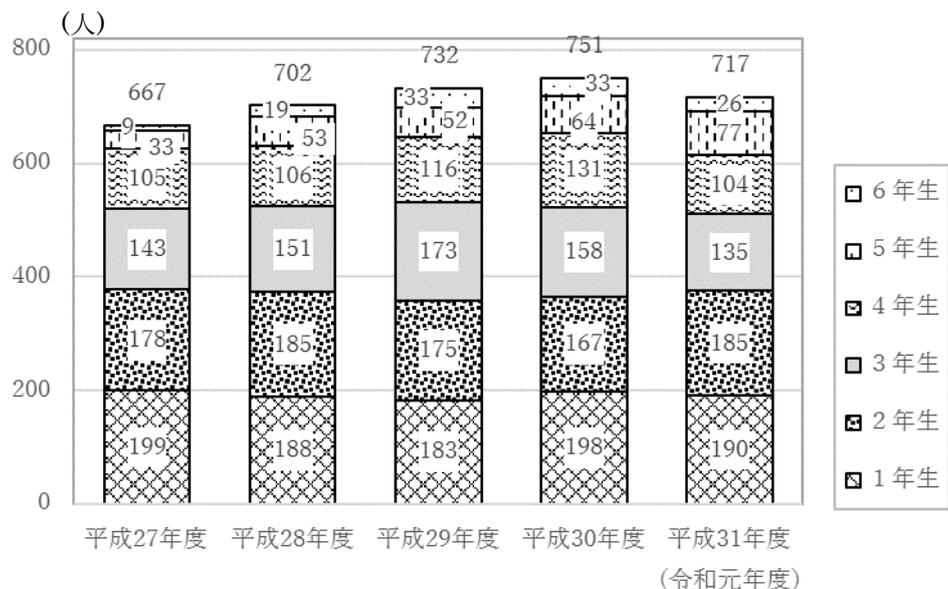
(4) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本市における放課後児童クラブ数は、令和元年5月現在、18か所となっています。

また、本市の放課後児童クラブ利用児童数は、令和元年5月現在で717人となっています。

年々、増加傾向にありましたが、令和元年度では、前年度よりも34人減少しました。

○放課後児童クラブ利用児童数の推移



資料：こども課（各年5月1日）

○放課後児童クラブ利用児童数の状況

単位：人

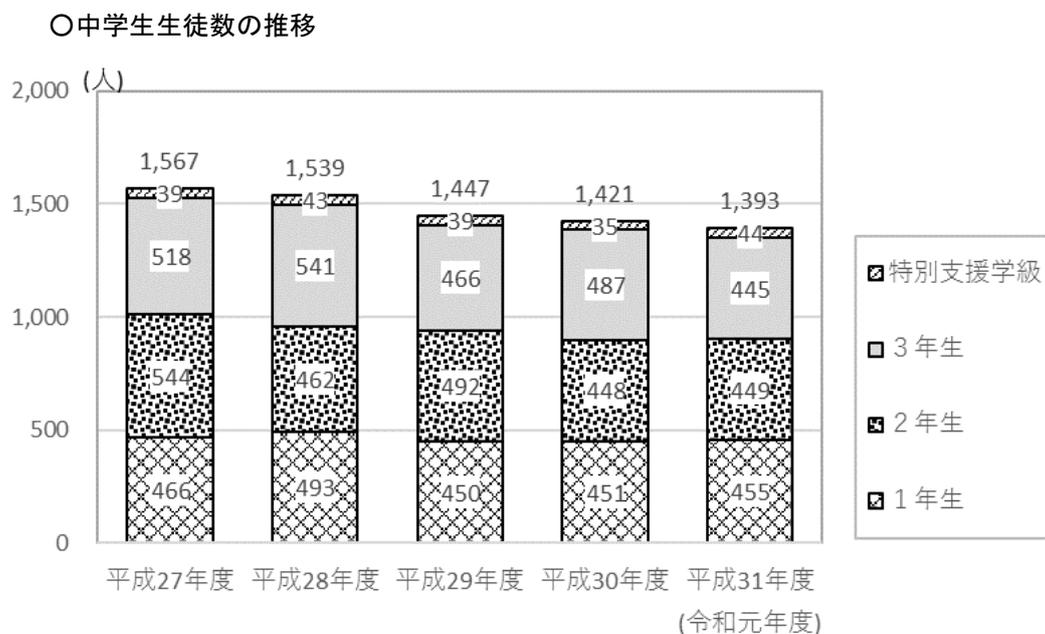
	児童 クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成27年度	16	199	178	143	105	33	9	667
平成28年度	18	188	185	151	106	53	19	702
平成29年度	18	183	175	173	116	52	33	732
平成30年度	18	198	167	158	131	64	33	751
平成31年度 (令和元年度)	18	190	185	135	104	77	26	717

資料：こども課（各年5月1日）

(5) 中学生生徒数の推移

本市における中学校数は、令和元年5月現在、5校となっています。

また、本市の中学校生徒数は、平成26年まで微増していましたが、平成27年からは減少し始め、令和元年で1,393人となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日）



## 6. ニーズ調査の状況

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、令和元年度に策定する「第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、無作為抽出によりニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：平成31年1月11日（金）～平成31年2月1日（金）

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,000人	428件	42.8%
2	小学生保護者	1,000人	424件	42.4%

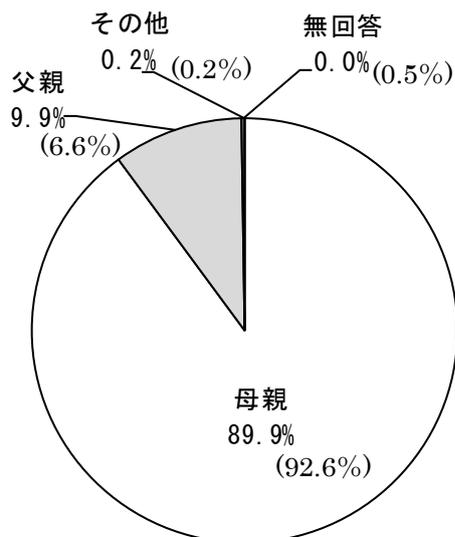
### (1) 保護者の状況

#### ① アンケートの回答者について

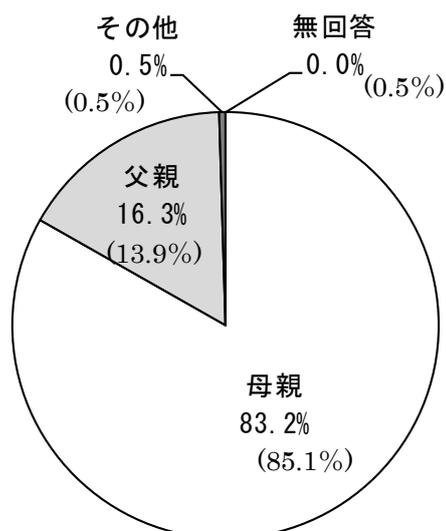
アンケートの回答者では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が回答の大半を占めています。5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、父親の占める割合が、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、微増しました。

※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

#### ◇就学前児童保護者◇



#### ◇小学生保護者◇



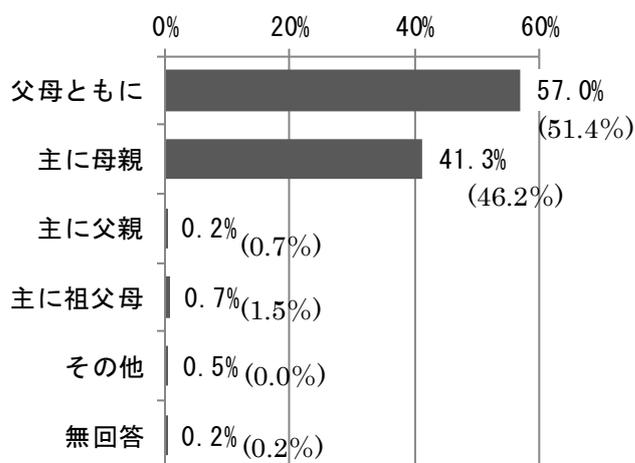
② 主に子育て（教育を含む）を行っている人

主に子育て（教育を含む）を行っている人では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が6割程度、「主に母親」が4割程度を占めています。

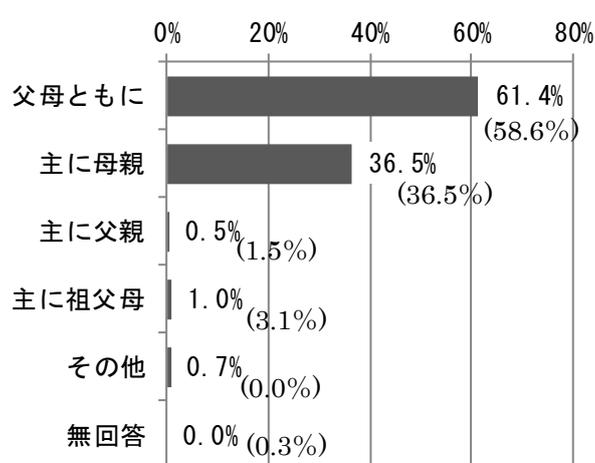
5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が増し、「主に母親」が微減または同じとなっています。

※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

◇就学前児童保護者◇



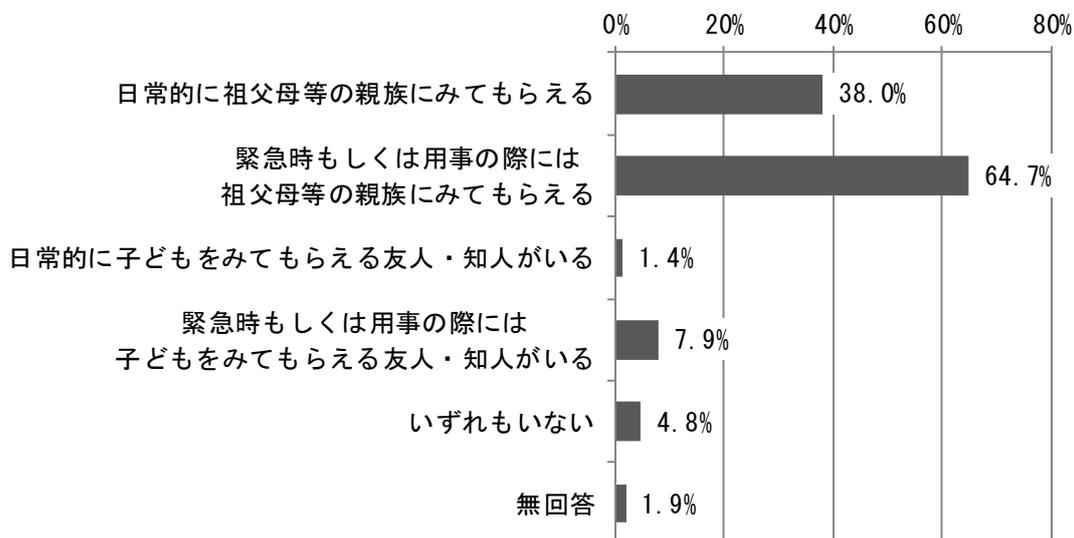
◇小学生保護者◇



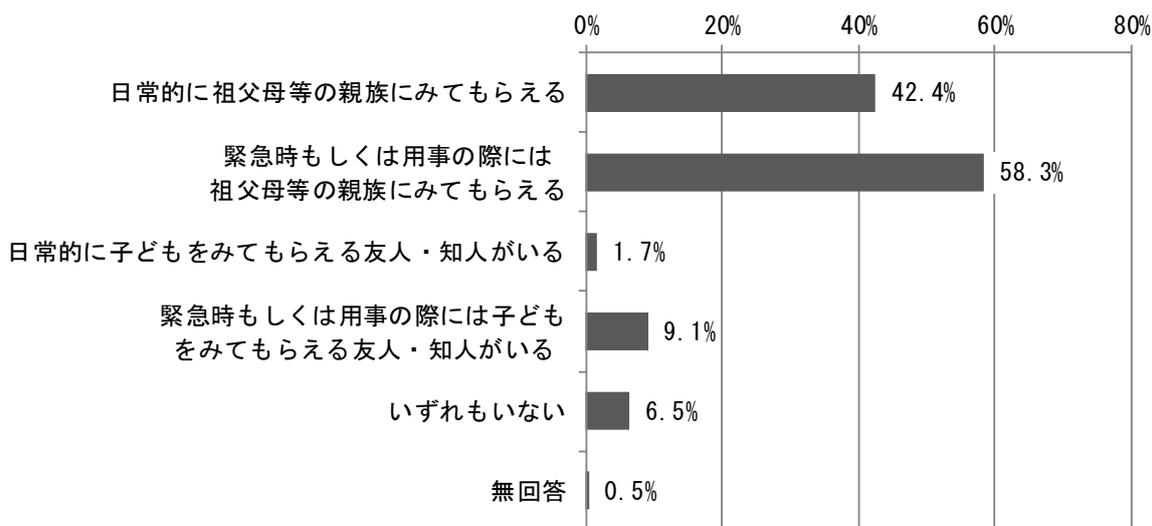
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況

子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



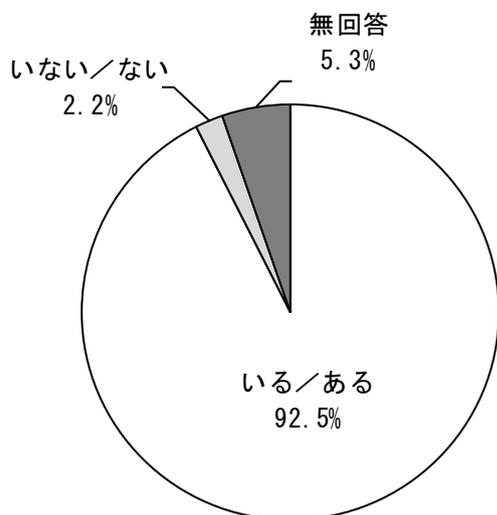
◇小学生保護者◇



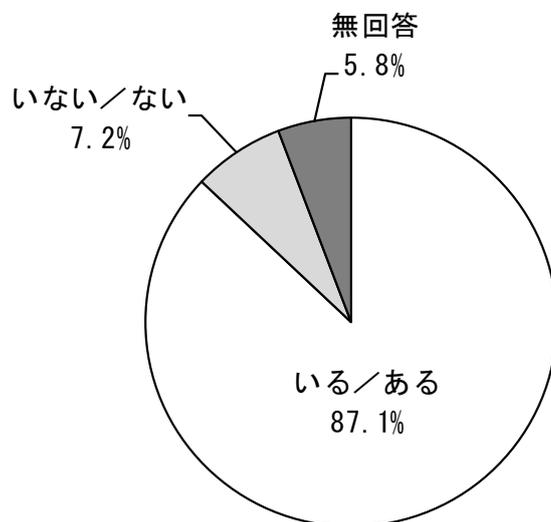
④ 気軽に相談できる人・場所の有無

気軽に相談できる人・場所の有無では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる／ある」が9割程度となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

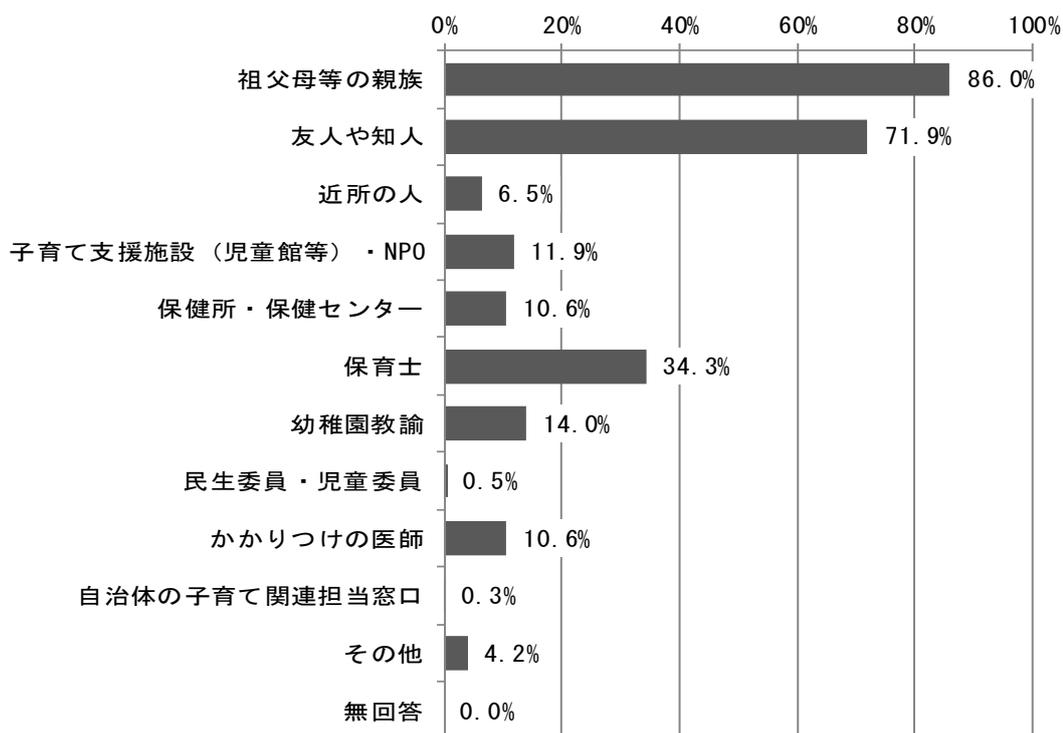


④-1 気軽に相談できる先について

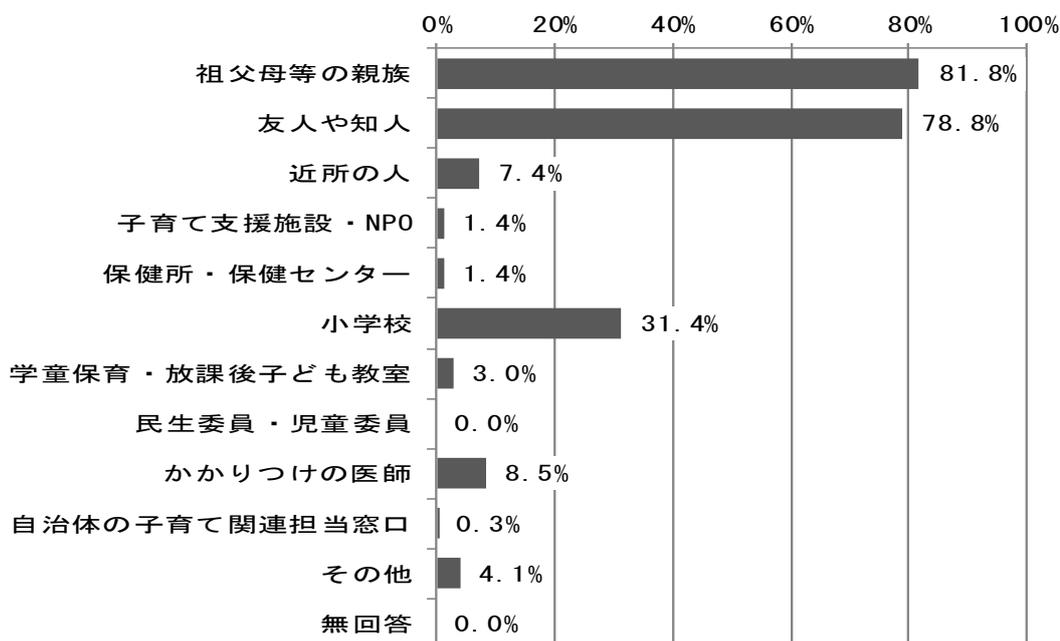
気軽に相談できる先については、就学前児童保護者では「祖父母等の親族」、「友人・知人」が回答の大半を占めています。次いで「保育士」が34.3%、「幼稚園教諭」が14.0%となっています。

小学生保護者では、「祖父母等の親族」、「友人・知人」が回答の大半を占めています。次いで、「小学校」が31.4%、「かかりつけの医師」が8.5%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

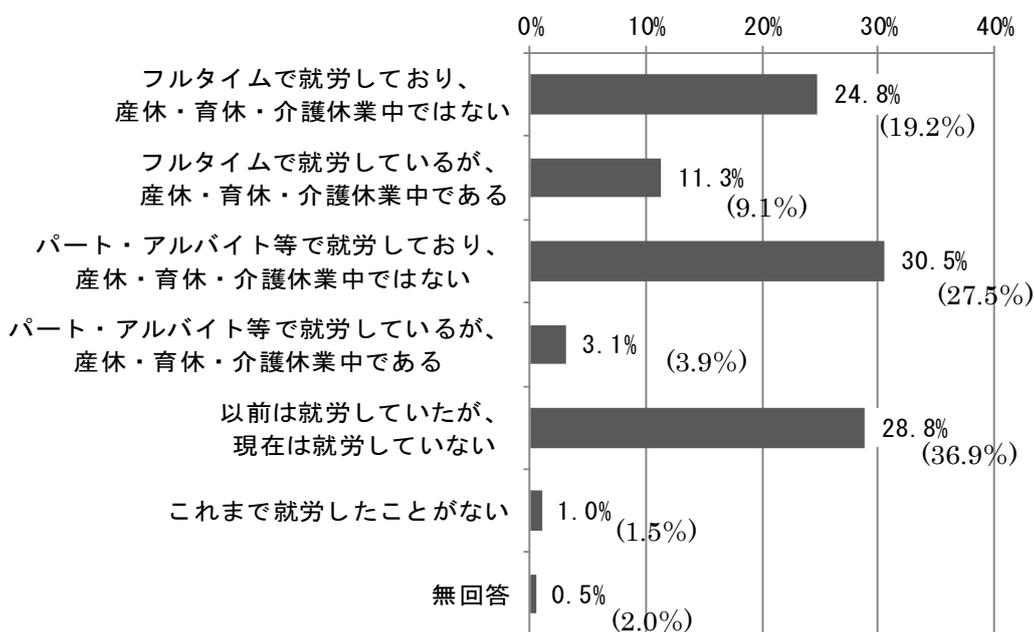
### ⑤ 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」となっています。5年前の同様のニーズ調査結果と比較すると、この1番目と2番目に割合の多い順番が逆転しました。

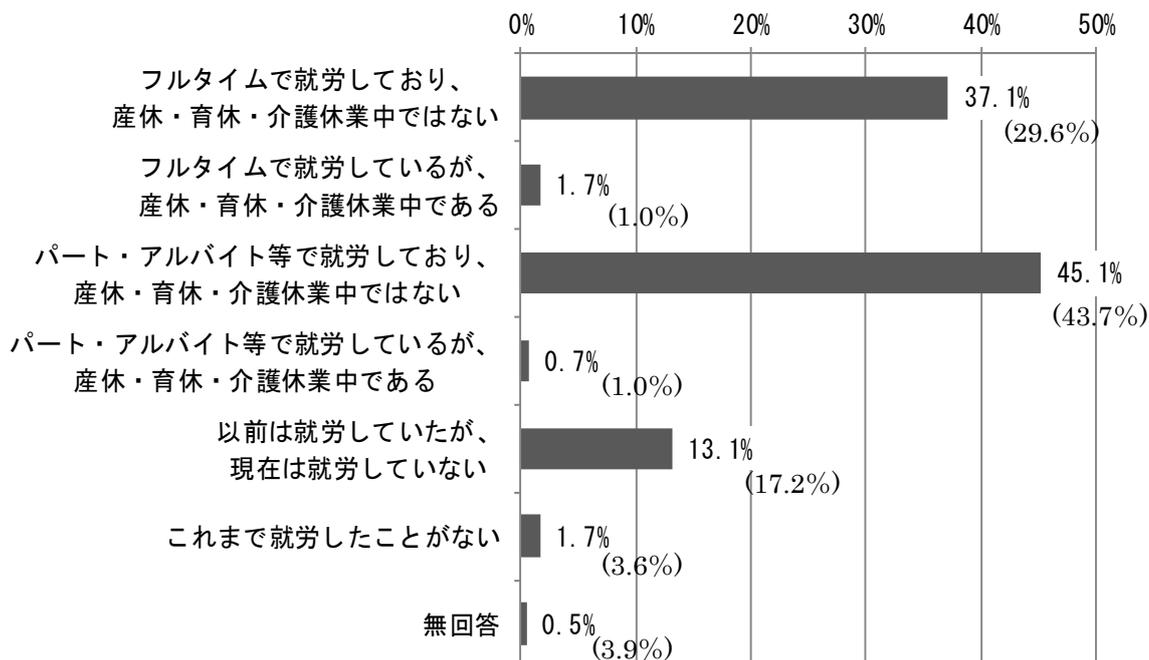
5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、フルタイムで就労している割合が微増しています。

※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

#### ◇就学前児童保護者 母親◇



#### ◇小学生保護者 母親◇



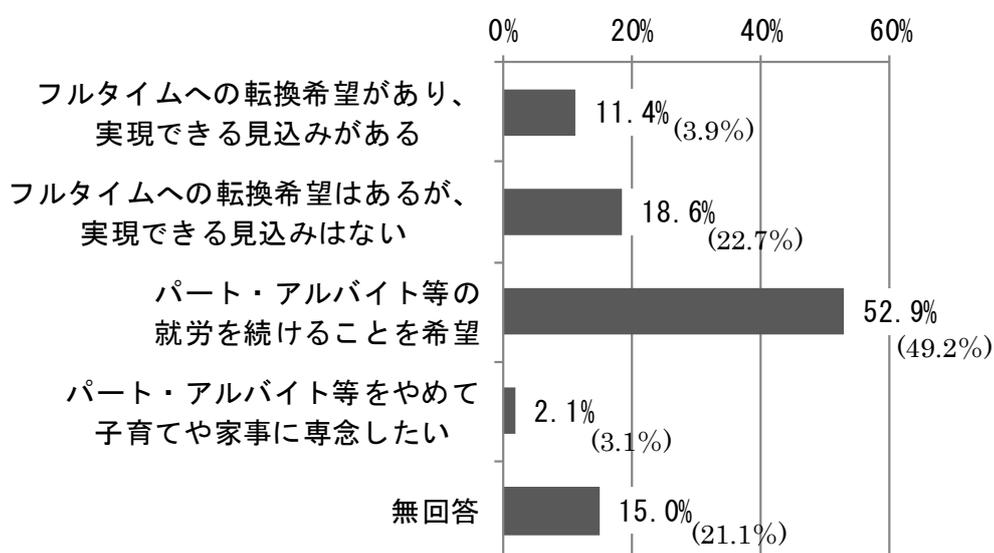
⑤-1 母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況

母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が多くなっています。

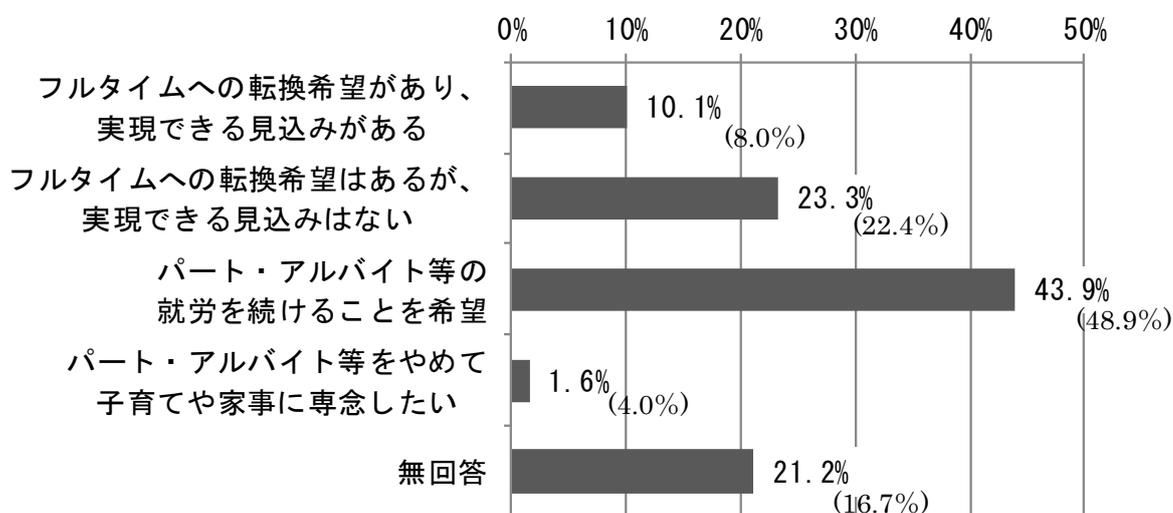
フルタイムへの転換希望の割合が5年前の同様のニーズ調査結果より微増しており、母親の就労希望形態の意識が変化しつつありますが、依然として、短時間での勤務形態を希望する割合が、半数近くとなっています。

※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

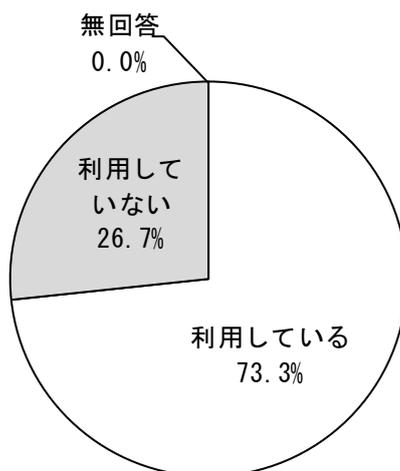
### (2) 平日の定期的な教育・保育事業について

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所、認定こども園などです。

#### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が73.3%、「利用していない」が26.7%となっています。

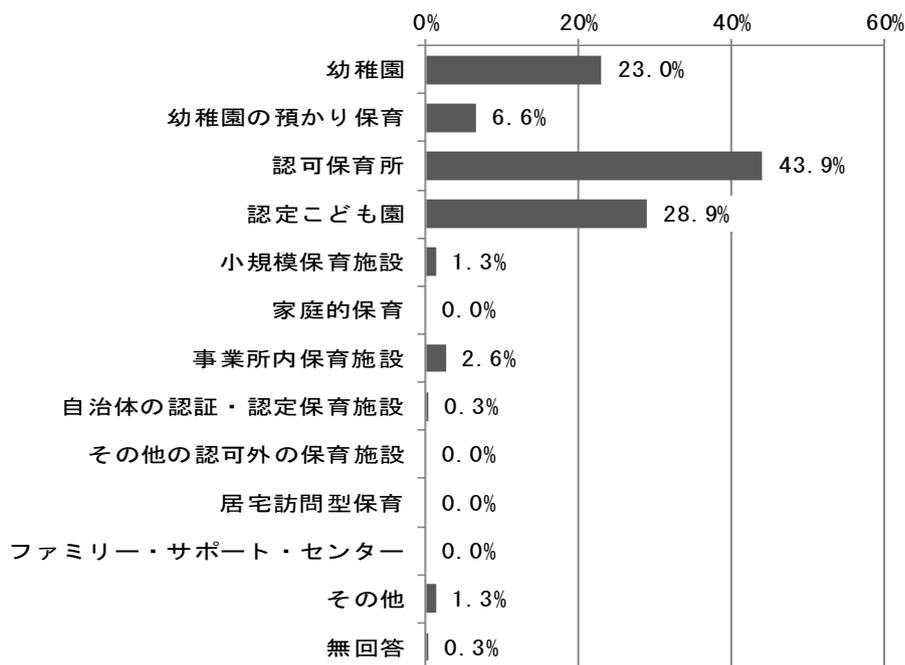
◇就学前児童保護者◇



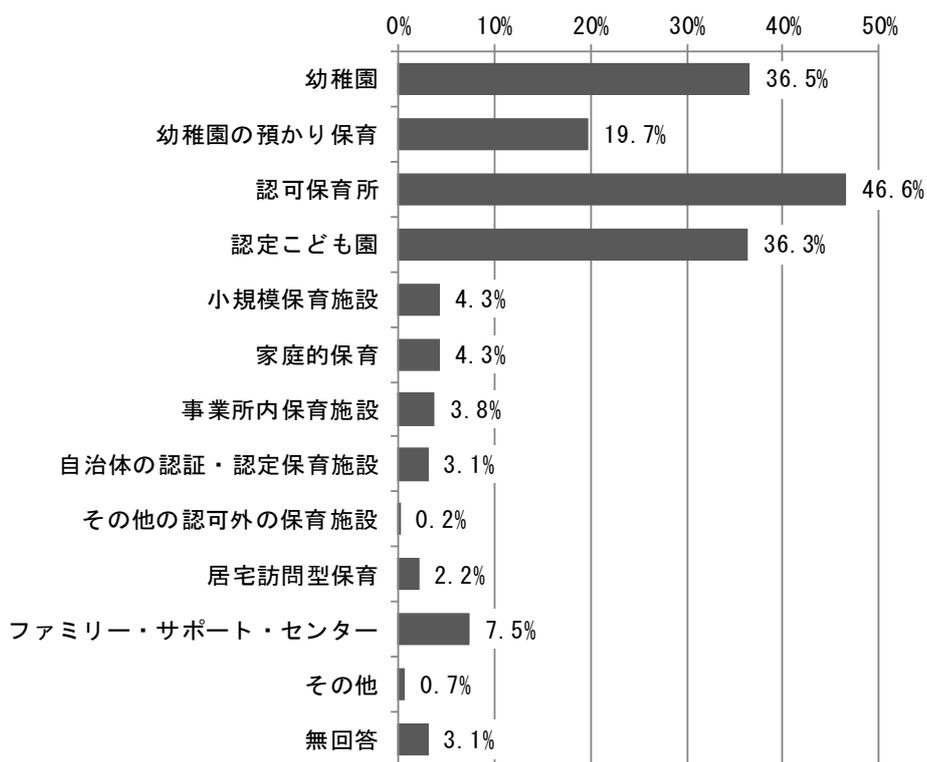
#### ② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業

現在利用している平日の定期的な教育・保育事業、今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業ともに、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっており、概ね現状の利用状況と希望が一致する傾向となっています。

◇就学前児童保護者 利用状況◇



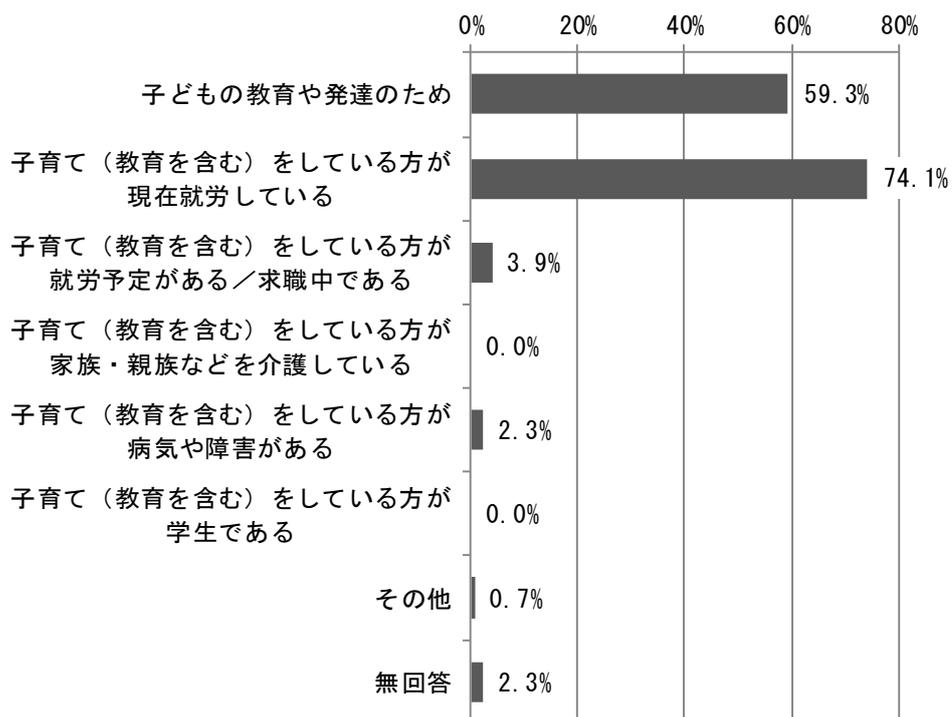
◇就学前児童保護者 今後の利用意向◇



②-1 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労している」(74.1%)、「子どもの教育や発達のため」(59.3%)が多く挙げられています。

◇就学前児童保護者◇



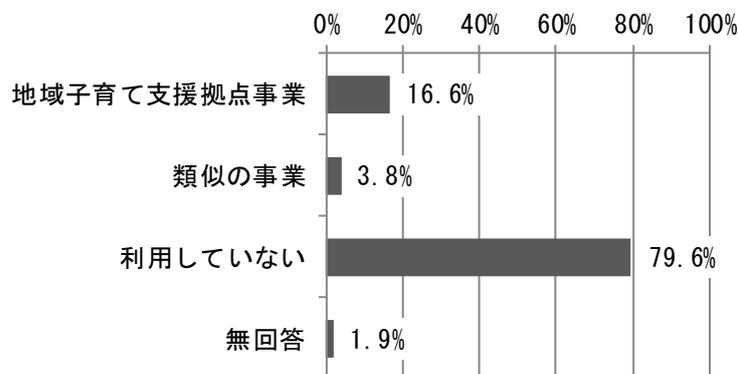
## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

### (3) 子育て支援拠点事業や市の子育て支援事業について

#### ① 地域の子育て支援事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」の利用は16.6%となっています。また、79.6%が「利用していない」と回答しています。

#### ◇就学前児童保護者◇

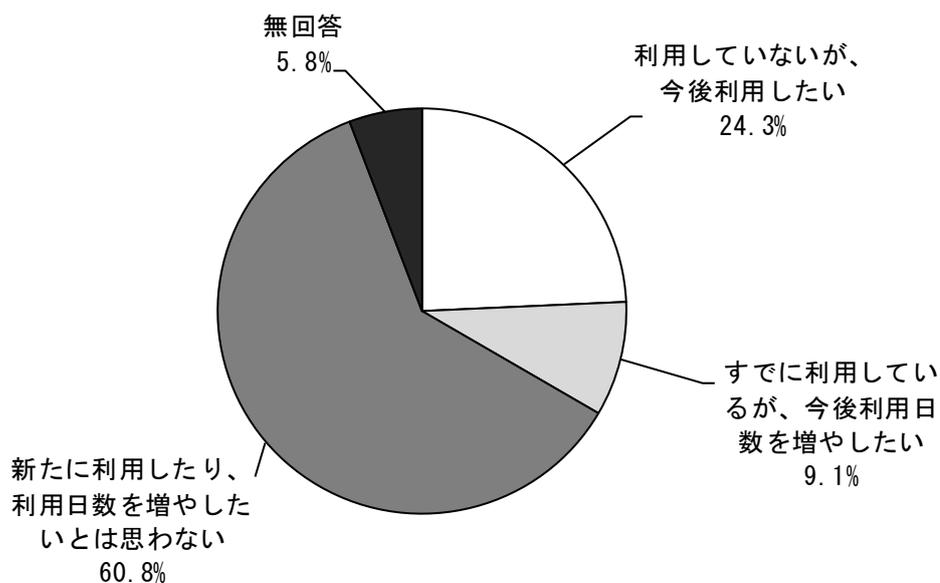


#### ①-1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望

地域の子育て支援事業の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が24.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.1%となっており、利用希望については3割の回答があります。

また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が60.8%となっています。

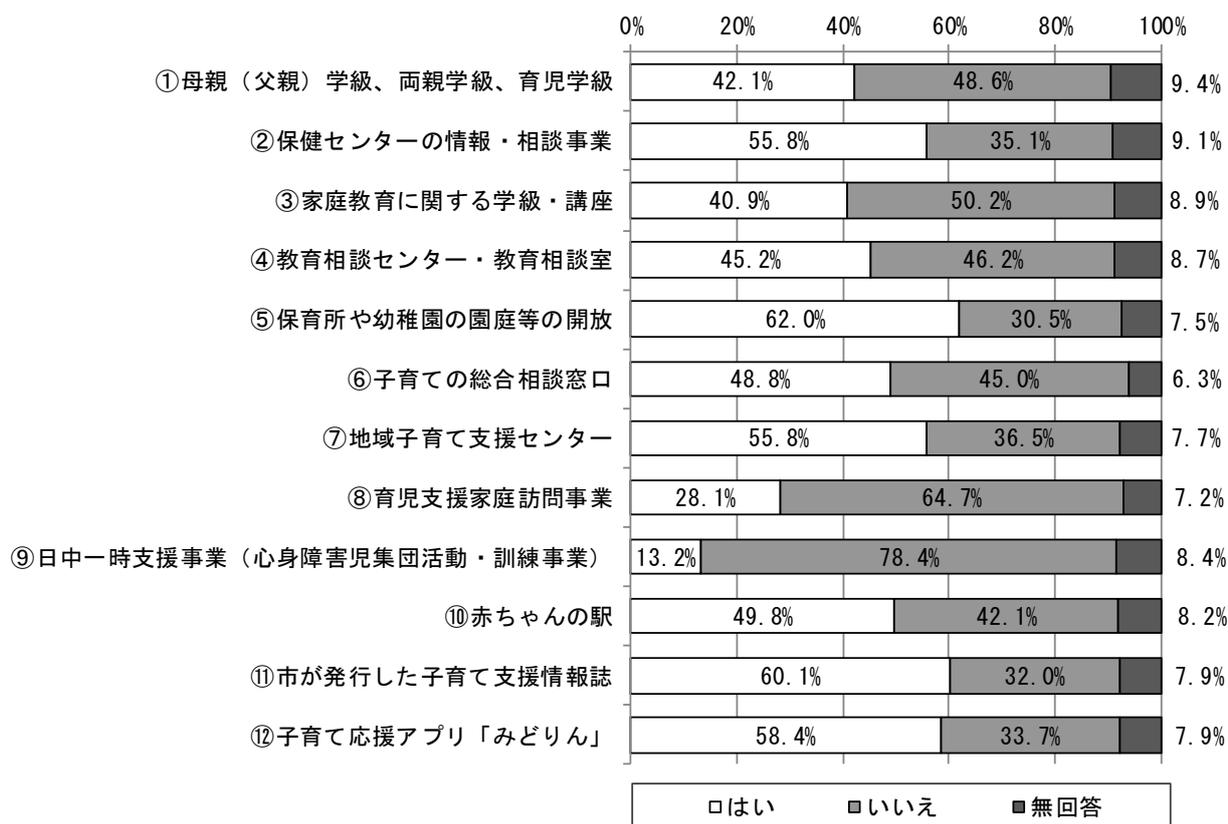
#### ◇就学前児童保護者◇



② 子育て支援事業の今後の利用意向

子育て支援事業の利用意向は、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の解放」、「⑪市が発行した子育て支援情報誌」、「⑫子育て応援アプリ「みどりん」、「②保健センターの情報・相談事業」、「⑦地域子育て支援センター」などで利用意向が高くなっています。

◇就学前児童保護者◇



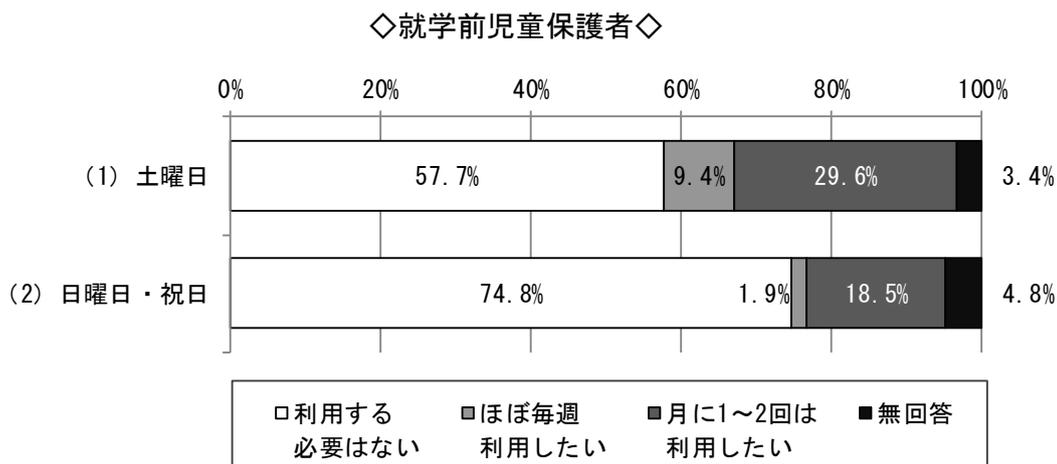
## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

### (4) 土曜・日曜日・祝日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

#### ① 土曜・日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望

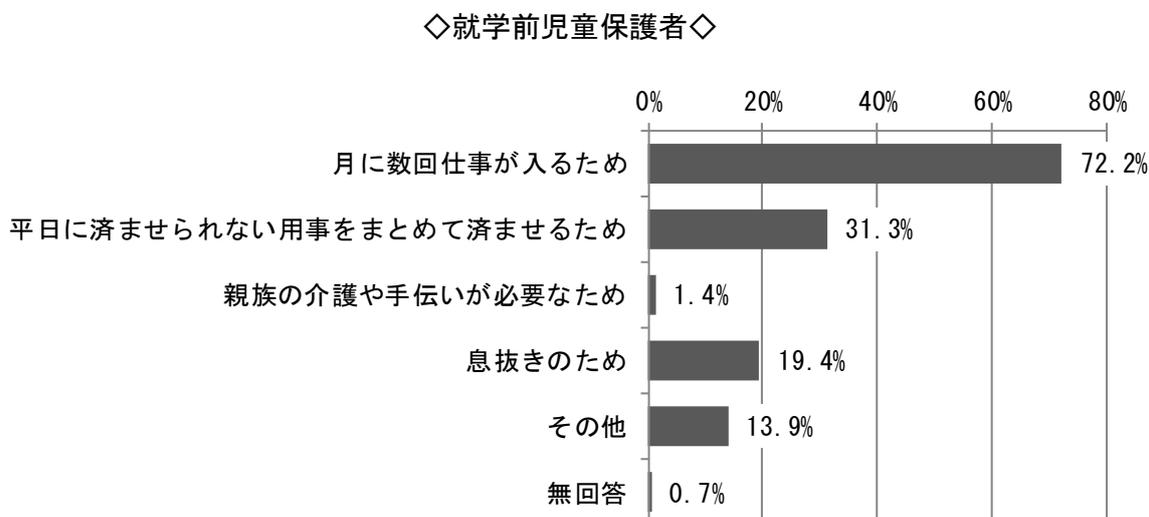
土曜・日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、土曜・日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も多くなっています。

また、土曜日の教育・保育事業の利用希望では、「毎週」、「月に1～2回」が約4割、日曜日・祝日では、約2割となっています。



#### ①-1 土曜・日曜日・祝日の教育保育事業の利用希望の理由

土曜・日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望で、「月に1～2回は利用したい」と回答した方の利用希望理由は、「月に数回仕事が入るため」が72.2%と最も多く、5年前の同様のニーズ調査結果より7.9%増加しました。次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が31.3%、「息抜きのため」が19.4%となっています。

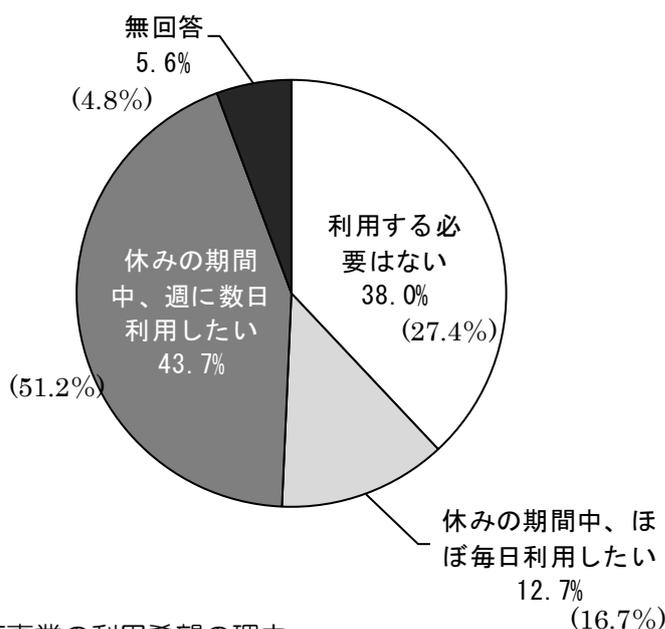


② 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園を利用している方）

長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望では、「休みの期間中、週に数日利用したい」が43.7%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が12.7%となっており、それぞれ5年前の同様のニーズ調査結果よりやや減少しました。

また、「利用する必要はない」は、5年前の同様のニーズ調査結果より10.6%増加し、38.0%となっています。 ※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

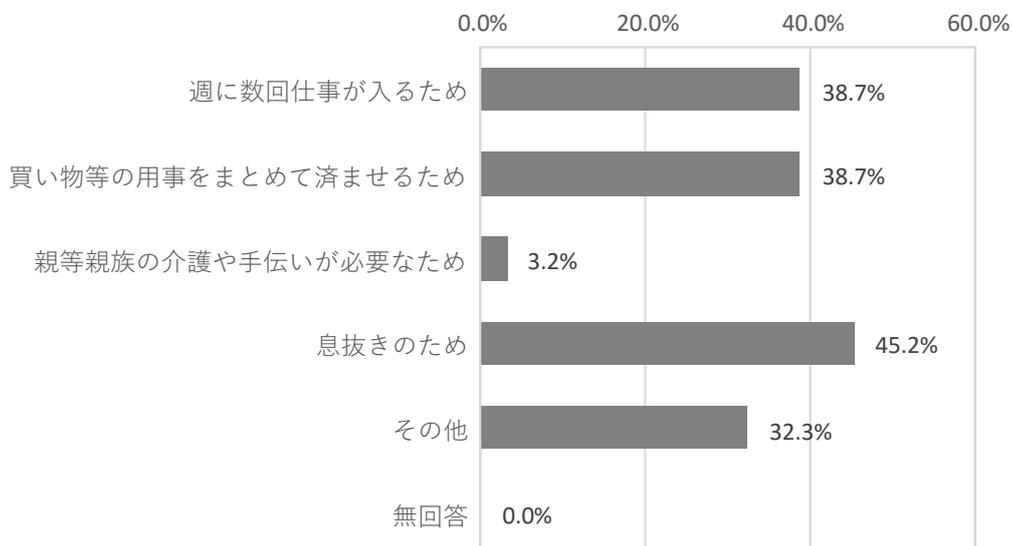
◇就学前児童保護者◇



②-1 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望の理由

長期の休暇中の教育・保育事業の利用希望で、「週に数日利用したい」と回答した方の利用希望理由は、「息抜きのため」が45.2%と最も多く、次いで「週に数回仕事が入るため」、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が38.7%となっています。

◇就学前児童保護者◇



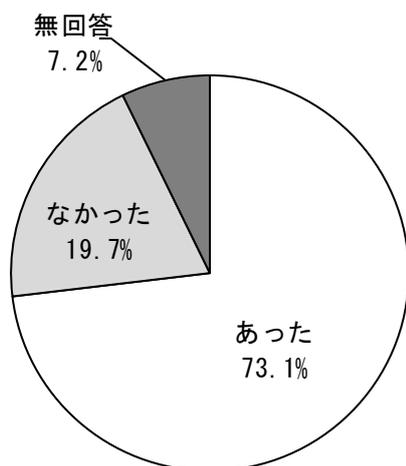
## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

### (5) 不定期の教育・保育事業の利用について

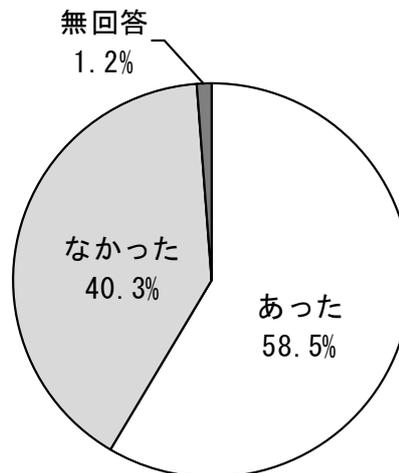
#### ① 病気の際の対応

子どもが病気やけが等で教育・保育事業を利用できない、または学校を休まなければならなかったことが「あった」と回答した割合は、就学前児童保護者では約7割、小学生保護者では約6割います。

◇就学前児童保護者◇



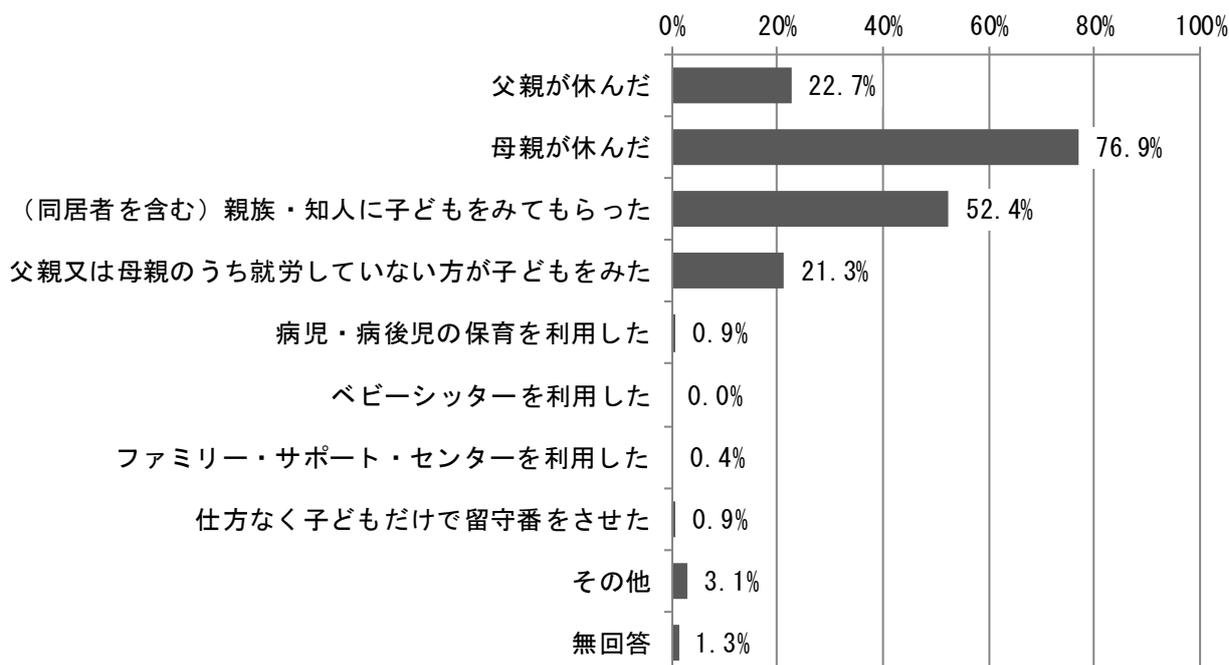
◇小学生保護者◇



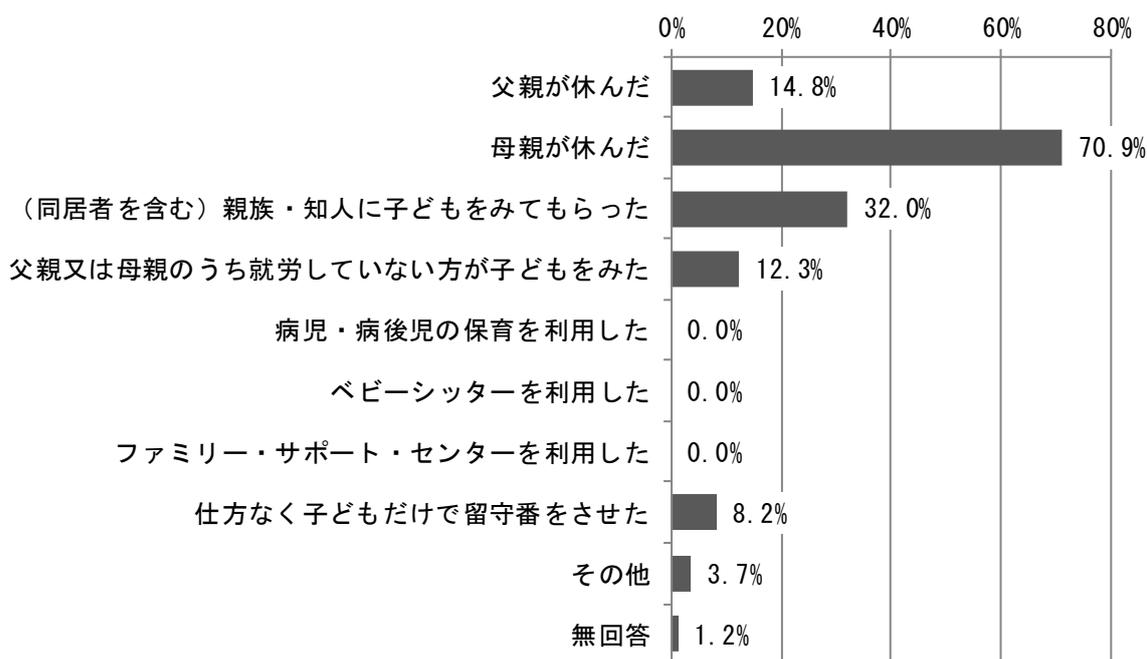
#### ①-1 病気の際の対応方法

病気の際の対応方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」となっています。

◇就学前児童保護者◇



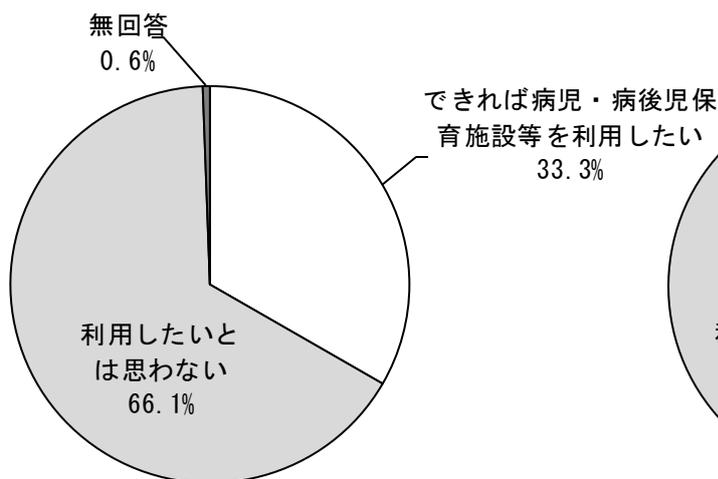
◇小学生保護者◇



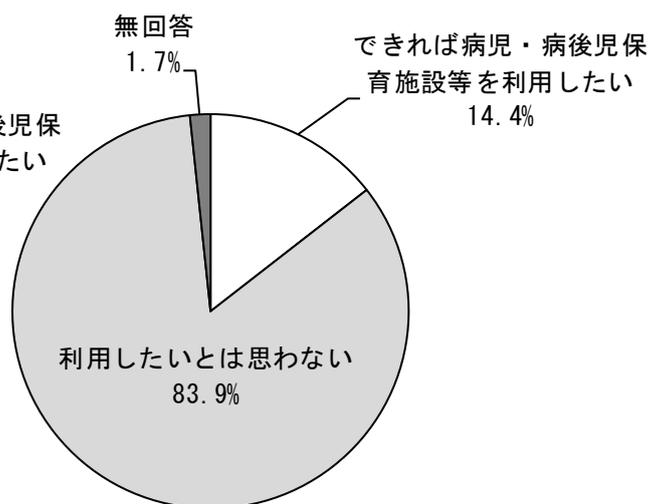
①-2 病児・病後児保育施設等の利用希望（「父親が休んだ」、「母親が休んだ」に該当した方）

病児・病後児保育施設等の利用希望は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前児童保護者では約7割、小学生保護者では約8割となっています。就学前児童の方が、利用希望が高くなっています。

◇就学前児童保護者◇



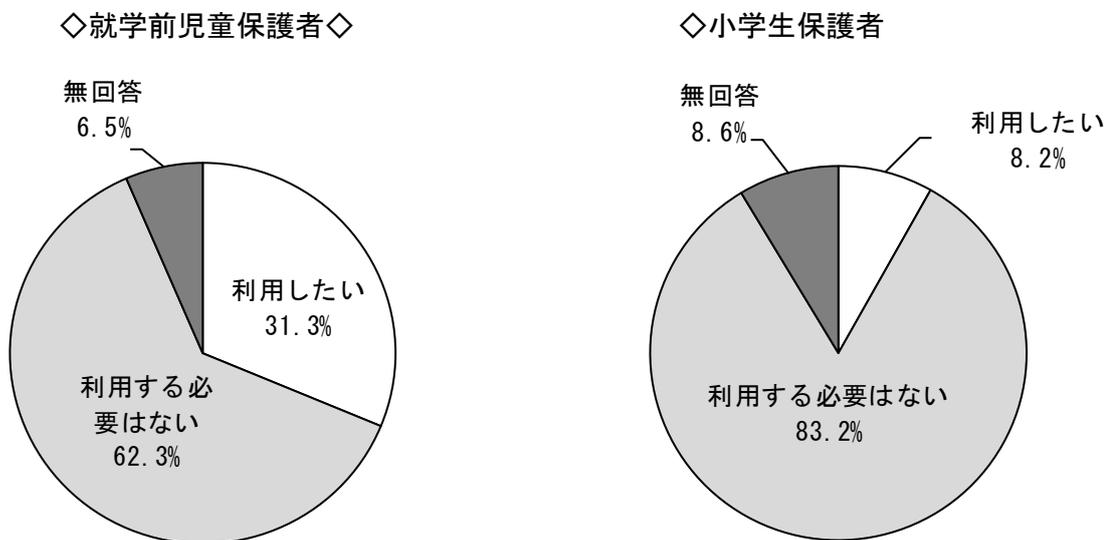
◇小学生保護者◇



## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

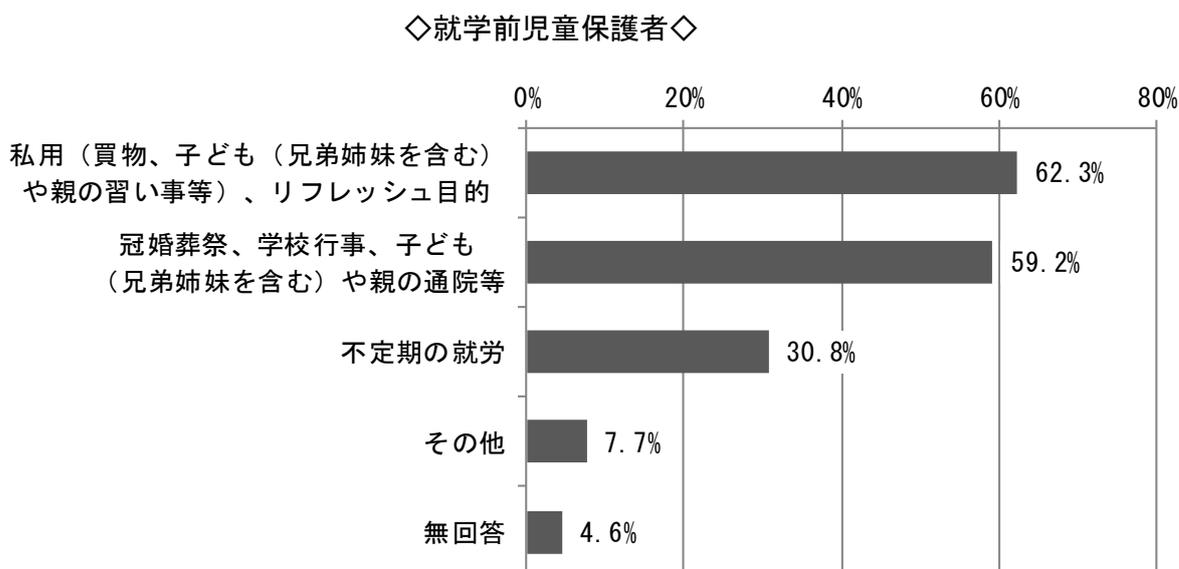
### ② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望は、就学前児童保護者では31.3%、小学生保護者では8.2%が「利用したい」と回答しています。



#### ②-1 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望の理由

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由は、就学前児童保護者では、「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「不定期の就労」となっています。



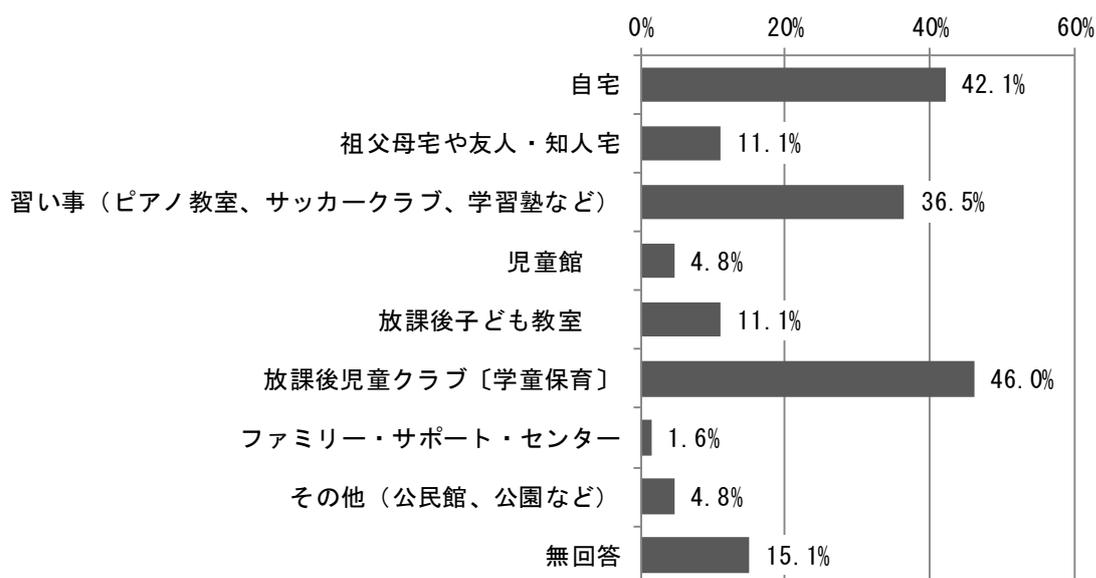
(6) 放課後の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方 ※就学前児童（5歳以上）の保護者が回答

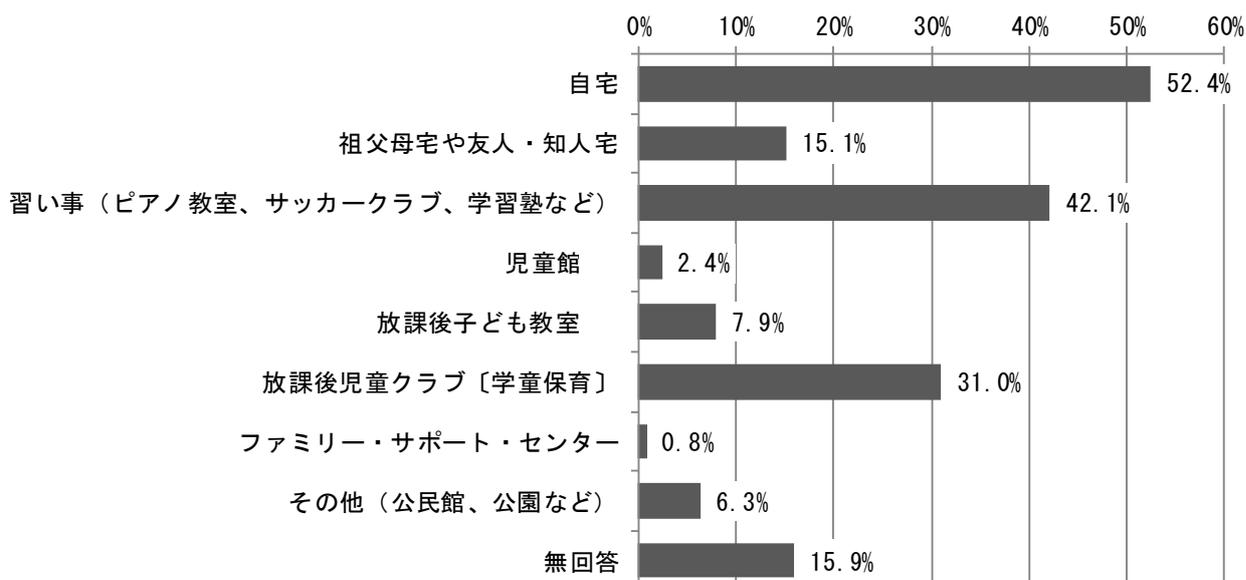
小学校入学後、希望する放課後の過ごし方については、小学1～3年生では「放課後児童クラブ」、「自宅」、「習い事」が多くなっています。

小学4～6年生では、低学年の過ごし方に比べ「自宅」、「習い事」が多くなっています。また、「放課後児童クラブ」の割合は、小学1～3年生よりも15.0%減少しています。

◇就学前児童保護者 小学生1～3年生の過ごし方◇



◇就学前児童保護者 小学4～6年生の過ごし方◇

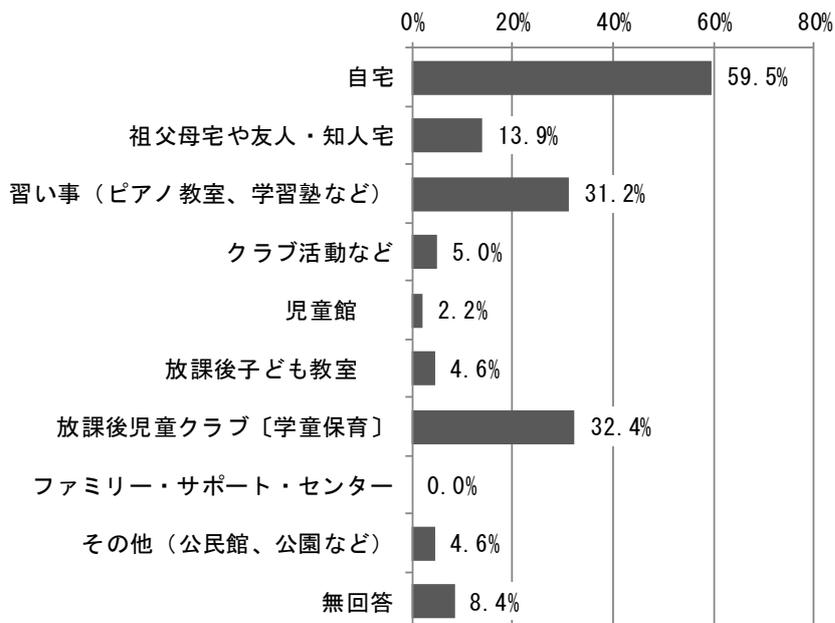


## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

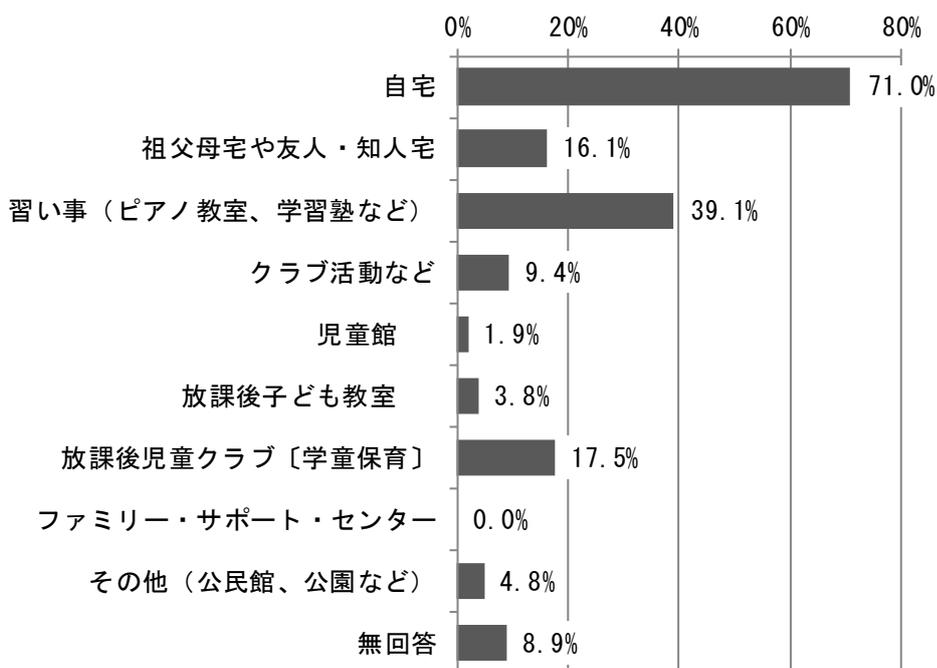
### ② 今後の希望する放課後の過ごし方

今後の希望する放課後の過ごし方については、小学1～3年生の過ごし方、小学4～6年生の過ごし方ともに「自宅」の回答が大半を占めています。次いで、小学1～3年生の過ごし方は、「放課後児童クラブ」、小学4～6年生の過ごし方は、「習い事」となっています。また、「放課後児童クラブ」について、小学4～6年生は、小学1～3年生の約半分の割合となっています。

◇小学生保護者 1～3年生の過ごし方◇



◇小学生保護者 4～6年生の過ごし方◇



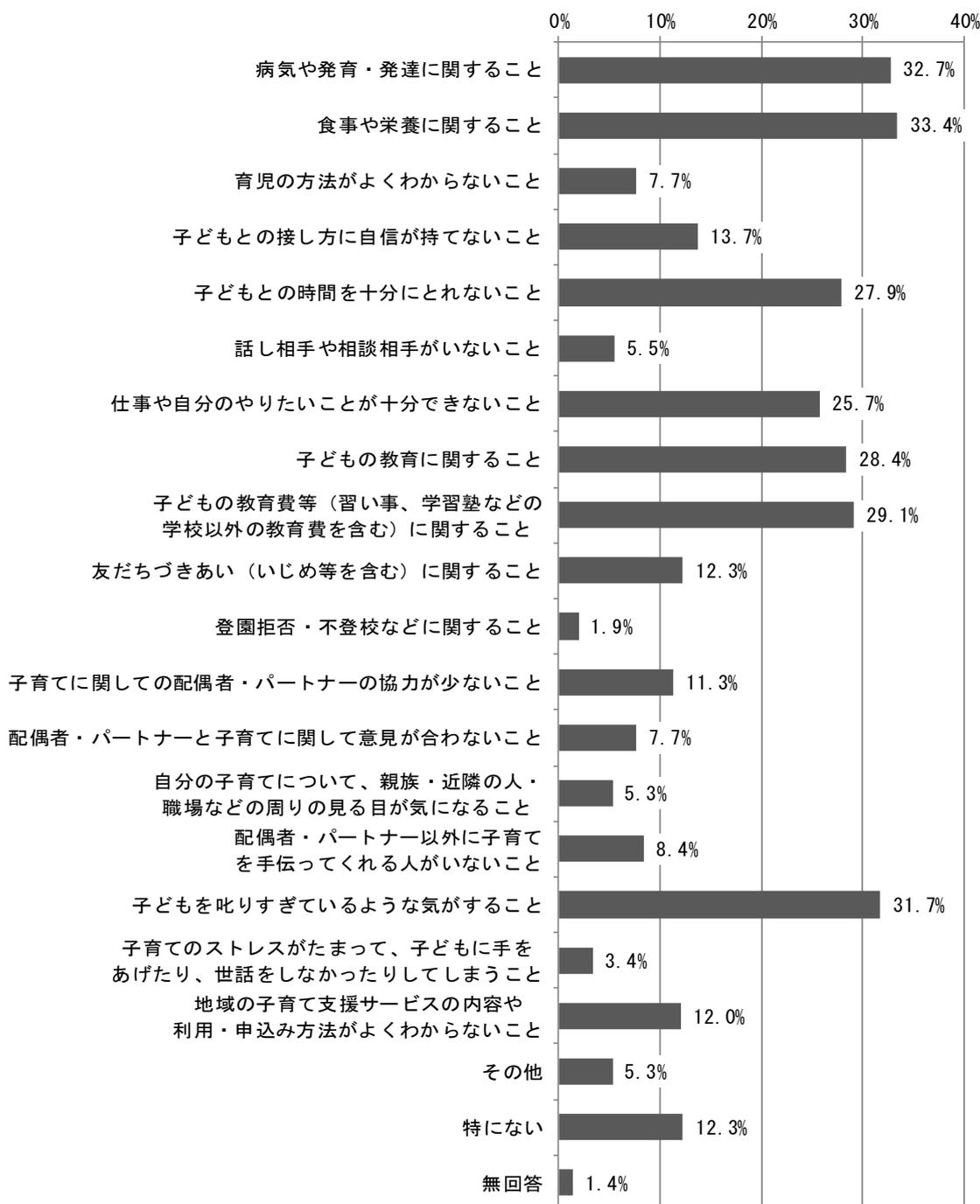
(7) 子育て支援について

① 子育てに関して悩んでいること

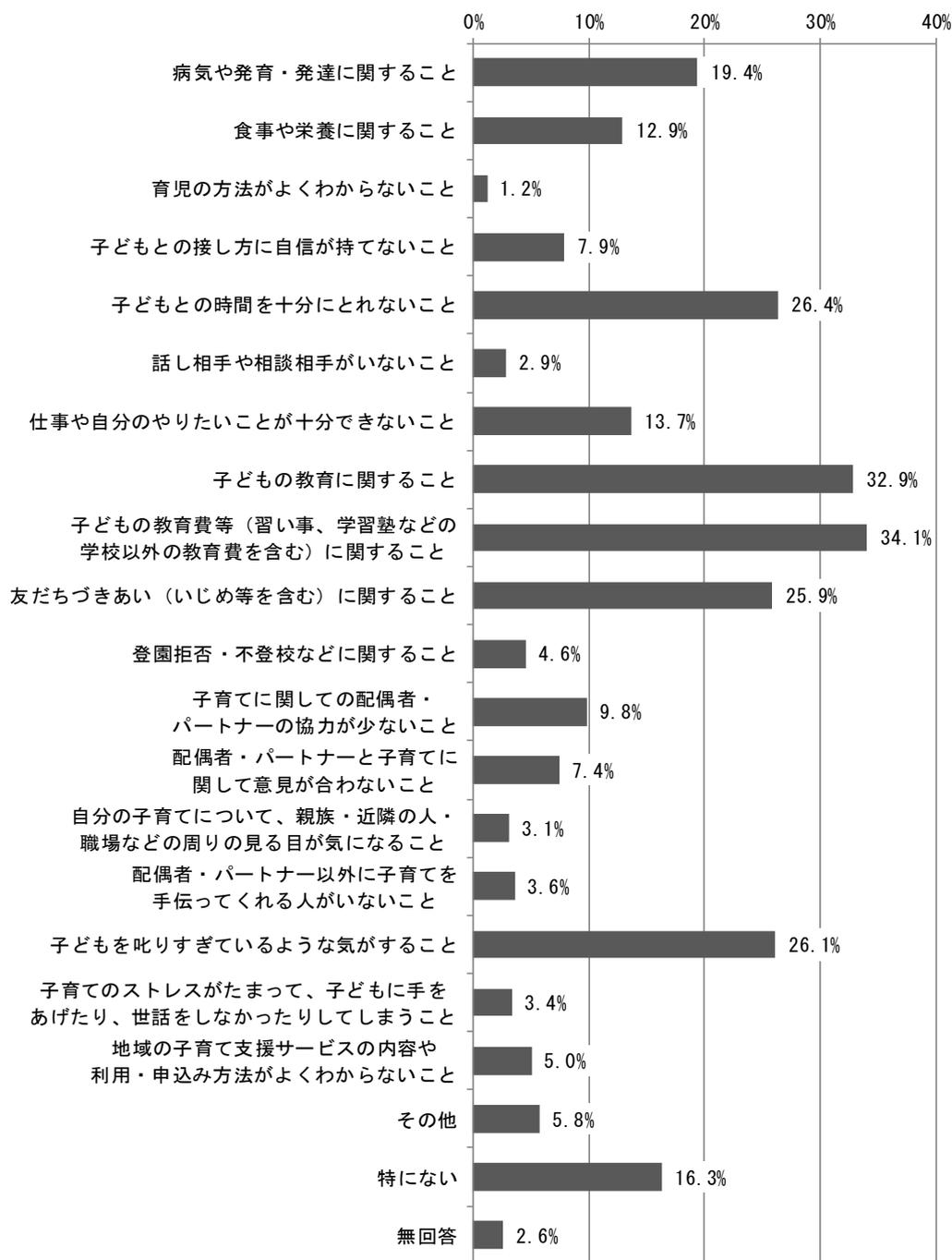
子育てに関して日頃悩んでいることでは、就学前児童保護者は、「食事や栄養に関すること」が 33.4%と最も多く、「病気や発育・発達に関すること」が 32.7%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 31.7%となっています。

また、小学生保護者は、「子どもの教育費等(習い事、学習塾などの学校以外の教育費を含む)に関すること」が 34.1%と最も多く、「子どもの教育に関すること」が 32.9%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 26.4%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



② 子育て全般への満足度

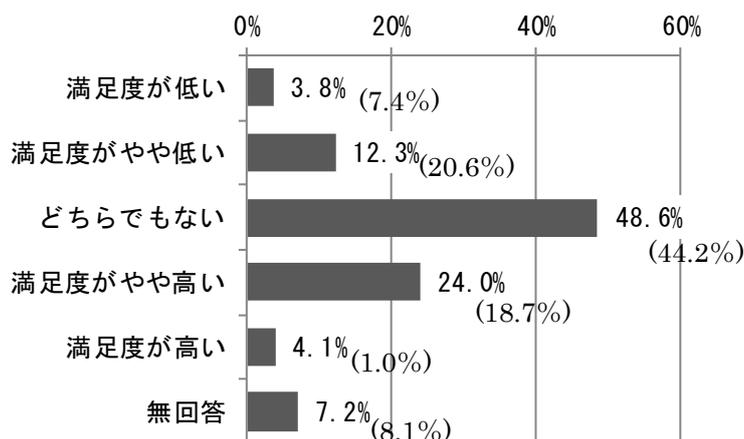
子育て全般への満足度では、就学前児童保護者は、満足と感じている人（「満足度が高い」(4.1%)と「満足度がやや高い」(24.0%)の合計)は28.1%、一方、不満と感じている人（「満足度が低い」(3.8%)と「満足度がやや低い」(12.3%)の合計)は、16.1%となっています。

小学生保護者は、満足と感じている人（「満足度が高い」(1.4%)と「満足度がやや高い」(21.6%)の合計)は23.0%、一方、不満と感じている人（「満足度が低い」(2.9%)と「満足度がやや低い」(19.7%)の合計)は、22.6%となっています。

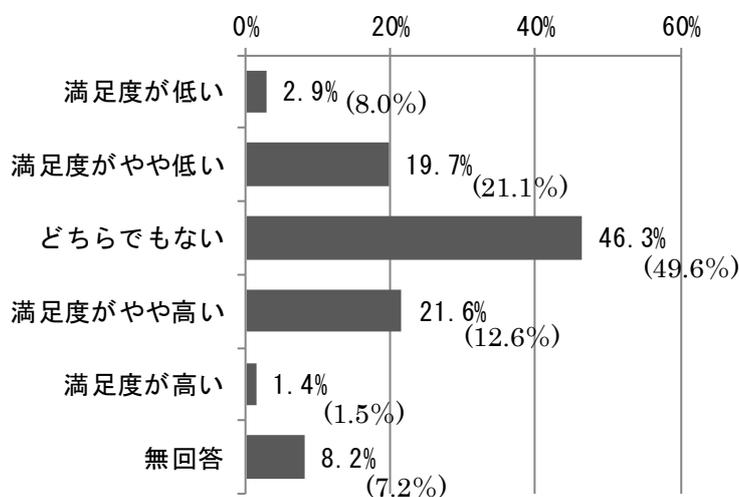
5年前の同様のニーズ調査結果より、就学前児童保護者は、満足と感じている人の割合が8.4%増加し、一方、不満と感じている人の割合は11.9%減少しています。満足と感じている人の割合が、前回よりも増加しており、小学校保護者においても、同様の状況が調査結果に表れています。

※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

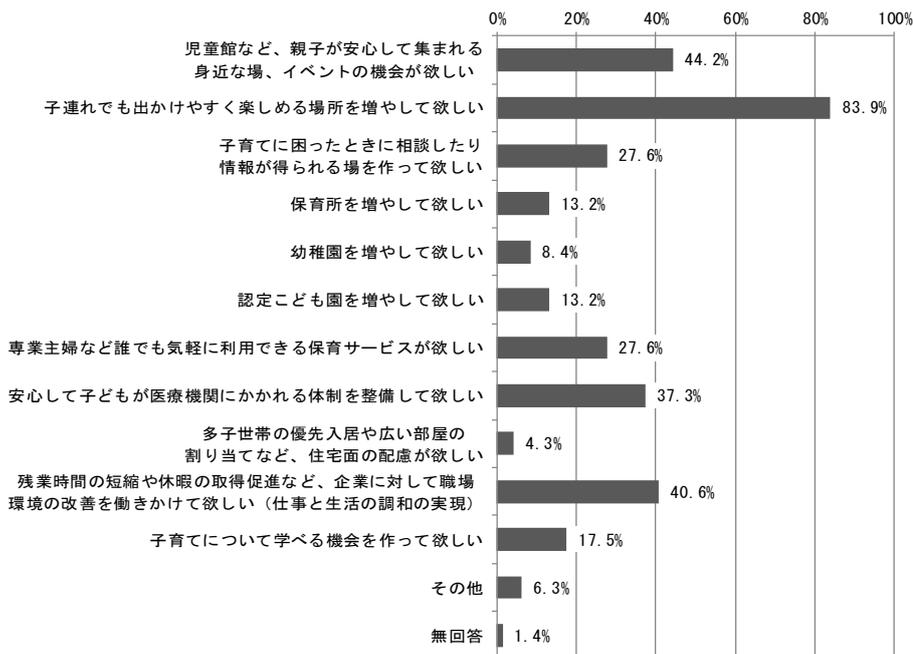


## 第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

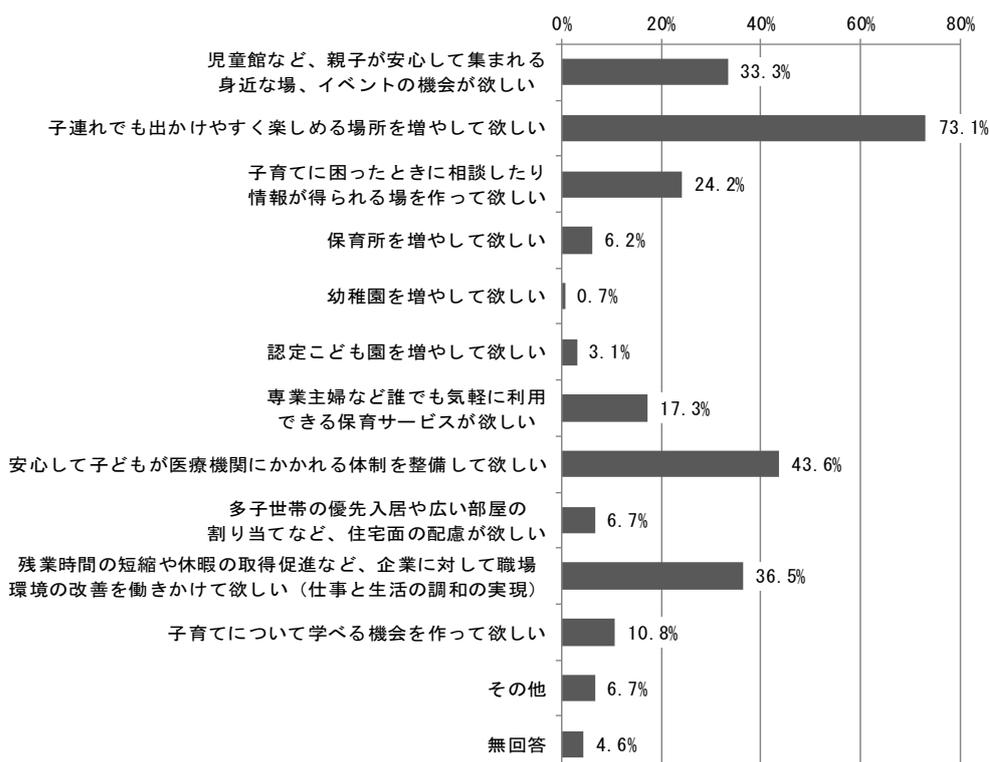
### ③ 今後充実を図ってほしい子育て支援について

今後充実を図ってほしい子育て支援については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに最も多かったのは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」となっています。その他「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」といった項目が多くなっています。

#### ◇就学前児童保護者◇



#### ◇小学生保護者◇



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第1期計画では、「子どもの未来をみんなで応援 ーみどり市ー」を基本理念に、子育てについては基本的に保護者の責任であるという認識のもと、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを進めてきました。

少子化や核家族化がますます進展する中、これらの取り組みを一層推進するためには、これまで以上に、社会全体が一致団結して子育て支援に取り組んでいく必要があります。

次代の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができ、安心して子育てできるまちづくりを推進していくため、第2期計画においても、引き続き、「子どもの未来をみんなで応援 ーみどり市ー」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

**子どもの未来をみんなで応援**

**ーみどり市ー**

## 2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定するものです。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」を踏まえ、施策の推進を図ります。

### 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

- 「子どもの最善の利益」の実現される社会を目指す。
- 全ての子どもや子育て家庭（障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む。）を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 子どもの育ちに関する理念
  - 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する。
- 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
  - 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援
  - 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る。（妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく。）
- 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割
  - 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。

### 3. 基本目標

『子どもの未来をみんなで応援 ーみどり市ー』の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

そのため、第1期事業計画の5つの基本目標を継承し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

#### 基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域の形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

【基本施策】	(個別事業 P. 58~63)
(1) 教育・保育サービスの充実	13 事業
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	13 事業
(3) 地域における子どもの活動の場や機会の確保	10 事業

#### 基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導、相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、妊娠、出産、産後、子育てまで母子保健の充実を図ります。

【基本施策】	(個別事業 P. 64~67)
(1) 子どもや母親の健康の確保	18 事業
(2) 小児医療の充実	3 事業

### 基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭への心のケアを含め、きめ細かな取り組みを推進します。

また、相談体制の強化や保健、医療、福祉、教育等の各分野の連携を図ります。

【基本施策】	(個別事業 P. 68~72)
(1) 児童虐待防止対策の充実	5事業
(2) 障がい児施策の充実	9事業
(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進	5事業

### 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【基本施策】	(個別事業 P. 73~77)
(1) 次代の親の育成	3事業
(2) 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進	16事業
(3) 家庭や地域の教育力の向上	3事業

### 基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した働き方や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

【基本施策】	(個別事業 P. 78~82)
(1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	7事業
(2) 子どもの安全の確保	9事業
(3) 子育てを支援する生活環境の整備	4事業

# 第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

## 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案することとなっています。

この考えのもと、第2期計画では、保育ニーズや利用状況等の実績を踏まえ、市全体のどこにでも通える柔軟な教育・保育の提供体制を確保するため、区域の設定を1つとし、「市全体」とすることとしました。

■本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業	市全体
	② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	③ 子育て短期支援事業	
	④ 地域子育て支援拠点事業	
	⑤ 一時預かり事業	
	⑥ 病児・病後児保育事業	
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	⑧ 利用者支援事業	
	⑨ 妊婦健康診査	
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	⑪ 養育支援訪問事業	
	⑫ 要保護・要支援児童支援事業	
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	

## 2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容、実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定（1号認定）及び保育の必要性を認定（2号・3号認定）した上で給付を受ける仕組みとなります（同法第19条）。その認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

### ■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定 (教育認定)	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定 (保育認定)	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定 (保育認定)	0～2歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

### ■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

### 【確保の方策の考え方】

- ・出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が子どもを安心して預けることができるよう、保育所等において必要な0歳児保育定員の確保に努めます。
- ・共働き家庭やひとり親家庭の保護者が子どもを安心して預けることができるよう、保育所等において必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。
- ・世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園、保育園、認定こども園において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。
- ・市内居住児童の市外施設利用は、児童の家庭環境や保護者の就労場所等により発生するため、市外施設と利用調整（広域での利用調整）を図り、市外施設利用を確保していきます。
- ・市内保育所等において、定員の弾力化を実施し、年度途中の入所など柔軟に対応していきます。

■みどり市全体の量の見込みと確保方策

みどり市全体		1号	2号		3号		備考	
			幼稚園 利用	左記 以外	1・2歳	0歳		
令和2年度	量の見込み(①)	298	100	754	461	150	※(定員数) ■保育所 ・笠懸第1保育園(120) ・笠懸いずみ保育園(150) ・たけのこ保育園(120) ・けやき保育園(120) ・赤城保育園(90) ・二葉保育園(110) ・大間々保育園(90) ・東保育園(140) ・ちえのみ保育園(20) ◇保育所定員合計(960) ■認定こども園 ・みどりのもり (保育200+教育15) ・笠懸いずみ第二こども園 (保育150+教育15) ◇認定こども園定員合計(380) ■幼稚園 ・笠懸幼稚園(215) ・阿左美幼稚園(195) ・大間々南幼稚園(150) ◇幼稚園定員合計(560) 【確保の方策】 ○既存保育園9園、既存認定こども園2園及び幼稚園3園により定員の確保を行います。 【市外施設利用】 ○今後も継続的に相当数が見込まれる市外施設利用は、児童の家庭環境や保護者の就労場所等により発生するため、市外施設と利用調整を図り確保していきます。	
	確保の方策(②)	特定教育・保育施設		245	739	434		137
		特定地域型保育事業				0		0
		認可外保育施設			0	5		1
		確認を受けない幼稚園		345				
計		590	739	439	138			
過不足(②-①)		192	▲15	▲22	▲12			
令和3年度	量の見込み(①)	294	99	740	446	147		
	確保の方策(②)	特定教育・保育施設		245	739	434		137
		特定地域型保育事業				0		0
		認可外保育施設			0	5		1
		確認を受けない幼稚園		345				
計		590	739	439	138			
過不足(②-①)		197	▲1	▲7	▲9			
令和4年度	量の見込み(①)	289	97	721	433	143		
	確保の方策(②)	特定教育・保育施設		245	739	434	137	
		特定地域型保育事業				0	0	
		認可外保育施設			0	5	1	
		確認を受けない幼稚園		345				
計		590	739	439	138			
過不足(②-①)		204	18	6	▲5			
令和5年度	量の見込み(①)	285	95	706	426	141		
	確保の方策(②)	特定教育・保育施設		245	739	434	137	
		特定地域型保育事業				0	0	
		認可外保育施設			0	5	1	
		確認を受けない幼稚園		345				
計		590	739	439	138			
過不足(②-①)		210	33	13	▲3			
令和6年度	量の見込み(①)	279	94	688	420	138		
	確保の方策(②)	特定教育・保育施設		245	739	434	137	
		特定地域型保育事業				0	0	
		認可外保育施設			0	5	1	
		確認を受けない幼稚園		345				
計		590	739	439	138			
過不足(②-①)		217	51	19	-			

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の方策及び実施時期を設定します。

#### (1) 延長保育事業 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間や就労形態に対応し、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

##### ■現在の取り組み状況

本市の保育所等 11 か所で実施し、開所時間については7時または7時30分から、閉所時間については18時30分、19時または20時までとなっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所(か所)	6(11)	5(11)	7(11)	8(11)	—(11)
利用者数(人)	175	125	130	160	—

※補助事業として実施している保育所等を記載。利用者数については、平均利用人数より推計。

※実施か所の( )内は、自主事業で実施している保育所等を含んだ実施か所数。

##### ■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応しています。利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

	量の見込み(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	250	245	239	234	230
確保の方策					
提供体制(か所)	11	11	11	11	11
定員(人)	250	250	250	250	250
確保方策—量の見込み	—	5	11	16	20

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余  
裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を  
提供する事業を実施しています。現在、10か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（ヶ所）	10	10	10	10	10
登録児童数					
1年生～3年生（人）	520	524	531	523	510
4年生～6年生（人）	147	178	201	228	207
合計	667	702	732	751	717

（各年度5月1日）

■量の見込み及び確保の方策

平成30年度から土曜日及び長期休業中の開所時間の拡充を図ったことにより、今後も多くの二  
ズが見込まれます。引き続き、必要な事業量を確保しながら、事業を実施していきます。

	量の見込み(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	769	737	711	679	663
1年生～3年生	521	500	485	456	449
4年生～6年生	248	237	226	223	214
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	10	10	10	10	10
定員（人）	878	878	878	878	878
確保方策—量の見込み	109	141	167	199	215

### (3) 子育て短期支援事業

保護者の様々な理由（疾病等）により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合や、緊急に療育が必要になった場合など、児童養護施設等に児童を入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間養護等事業です。

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。事業の性質上、各施設などの状況を踏まえつつ、ニーズに対応していきます。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て中の親子が集い、交流するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### ■現在の取り組み状況

本市では、地域子育て支援センターとして、にこにこ館、のびのびくらぶ、すくすくくらぶ、ポランの広場、と・と・ろの家、たんぼぼ の6か所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所（か所）	6	6	6	6	6
利用者数（人回/年）	18,453	19,632	19,087	18,789	—

#### ■量の見込み及び確保の方策

施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

また、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。

	量の見込み(人回/年)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	24,972	24,348	23,832	23,520	23,232
確保の方策					
提供体制（か所）	6	6	6	6	6
利用者数	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400
確保方策—量の見込み	7,428	8,052	8,568	8,880	9,168

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園等を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の教育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の幼稚園3か所、認定こども園2か所において、預かり保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	3	3	3(5)	3(5)	3(5)
延べ利用者数（人）	12,941	13,528	13,021	17,207	—

※市内の幼稚園のみを記載。

※認定こども園2か所は、保育所から認定こども園に移行した平成29年度から事業開始。

※実施か所の（ ）内は、認定こども園を含んだ実施か所数。

■量の見込み及び確保の方策

保護者の利用ニーズに対応していきます。利用実績を踏まえ、計画期間においては幼児教育・保育の無償化による利用の伸びを事業量に見込み、実施施設は事業量の確保に努めます。

	量の見込み(人日/年)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22,709	22,656	22,578	22,515	22,472
1号認定による利用	2,893	2,840	2,762	2,699	2,656
2号認定による利用	19,816	19,816	19,816	19,816	19,816
確保の方策					
提供体制（か所）	5	5	5	5	5
利用者数	34,952	34,952	34,952	34,952	34,952
確保方策一量の見込み	12,243	12,296	12,374	12,437	12,480

## 第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

### ② 在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：0～5歳

保護者の外出、急病、育児疲れ等、多様な保育ニーズに対応するために、家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ■現在の取り組み状況

市内の保育園7か所、認定こども園1か所の計8か所において、一時預かり保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	4(7)	4(7)	4(8)	4(8)	4(8)
延べ利用者数（人日/年）	726	1,029	746	788	—

※補助事業として実施している保育所のみを記載。

※認定こども園1か所は、保育所から認定こども園に移行した平成29年度から事業開始。

※実施か所の（ ）内は、自主事業で実施している保育所等を含んだ実施か所数。

#### ■量の見込み及び確保の方策

市内の保育園7か所、認定こども園1か所の計8か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保を図ります。

	量の見込み(人日/年)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	738	722	704	691	678
確保の方策					
提供体制（か所）	8	8	8	8	8
一時預かり事業	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保方策—量の見込み	2,462	2,478	2,496	2,509	2,522

(6) 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病氣中または、病気の回復期で集団保育が困難な児童に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育、看護を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内1か所（たけのこ保育園内）において、病後児保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用者数（人日/年）	8	7	10	3	—

■量の見込み及び確保の方策

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な保育体制づくりに努めます。

病後児保育については、引き続き事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み(人日/年)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45	43	41	39	37
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
病後児保育事業	400	400	400	400	400
確保方策—量の見込み	355	357	359	361	363

## 第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

### (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 対象：乳幼児、就学児

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

#### ■現在の取り組み状況

現在は、桐生市にあるNPO法人わたらせライフサービスに事業を委託しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
延べ活動件数（人日/年）	530	194	526	517	—
協力会員数	78	77	79	79	—
利用会員数	88	96	95	99	—
両方会員数	5	5	6	7	—

#### ■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応していきます。安定した協力会員の確保と人材の育成が今後の課題です。

また、事業のさらなる周知と、手続き方法など、利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

	量の見込み(人日/年)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	539	533	528	524	520
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数	550	550	550	550	550
確保方策—量の見込み	11	17	22	26	30

(8) 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子ども又はその保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てに関する情報の提供、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

事業類型は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つです。

■現在の取り組み状況

本市では利用者支援として、子育てガイド（児童福祉サービスの案内）の発行、ホームページ及び子育て支援アプリなどによる情報提供を行っています。

また、こども課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

■量の見込み及び確保の方策

子育てガイドやホームページなどで情報提供を積極的に行うとともに、こども課の窓口における子育て支援サービスに係る相談・助言体制を強化し、「基本型」「特定型」の利用者支援機能の充実を図ります。

また、保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」については、令和2年度からの設置に向けて調整を進めていきます。

	量の見込み及び確保の方策(か所)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握及び保健指導を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、医療機関等において、妊婦に対し実施する健康診査に対し、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
受診実人数	409	416	380	343	—
延べ受診者数	4,692	4,434	4,348	3,656	—

■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医療機関と連携し、受診体制の充実確保を図ります。さらに、受診する妊婦の利便性の向上に努めます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人数	400	400	400	400	400
延べ受診者数	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

対象：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子（乳児・保護者）の心身の状況や養育環境等の把握を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、出生届の手続きの際に提出した「出生連絡票」を参考にして、市内の生後2か月頃までの乳児のいる全ての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問します。親子（乳児・保護者）の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応や助言、その他定期予防接種や乳幼児健康診査などの説明を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問乳児数	377	342	341	308	—

■量の見込み及び確保の方策

すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き事業の実施を予定しており、保健師等の配置により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数	350	350	350	350	350

## 第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

### (11) 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### ■現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見した養育支援が必要と思われる家庭に、市の関係課と連携し、保健師や助産師、家庭児童相談室の相談員が家庭訪問をしながら、養育指導しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問実人数	11	17	20	27	—

#### ■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。保健師や助産師、家庭児童相談室の相談員による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問実人数	30	30	35	35	35

## (12) 要保護・要支援児童支援事業

要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携強化を図る事業です。

### ■現在の取り組み状況

要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議のほか、必要に応じ個別ケース検討会議を開催しています。

また、東部児童相談所との連携を強化するため、実務者会議に参加してもらい、解決が困難な事例検討を実施するなど、児童虐待防止を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数（回）	8	11	11	10	10

### ■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

	量の見込み及び確保の方策(回)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数（回）	10	10	10	10	10

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合、各施設事業者において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯等を対象に補助を行う事業です。

本事業は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、開始された事業です。

### ■量の見込み及び確保の方策

令和元年 10 月からの半年分の実績見込みを踏まえ、事業量を見込んでいます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間延べ支給児童数(人)	540	540	540	540	540

# 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

## 基本目標 1 子ども・子育て支援の充実

### 1 教育・保育サービスの充実

#### 現況把握

- ◇急速な少子化が進む中、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まり、多様化しています。そのため、通常の保育に加え、延長保育、病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。
- ◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの充実、サービスの質的向上を図ることが必要になります。
- ◇令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、教育・保育ニーズの変化が出てくることが予想されるため、今後の動向に注視する必要があります。
- ◇施設の老朽化に伴う改修・改築等が見込まれ、児童数の減少に伴う保育園等の統廃合を考慮しながら、施設整備を行う必要があります。

#### 施策の方向

- 保育需要に対応した適正なサービス量を確保し、必要な施設整備を行います。
- 就労中または就労を希望する保護者の多様なニーズに応え、通常保育や延長保育などの保育サービスの充実を図ります。
- 保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育ニーズの変化等に的確に対応していく必要があります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
通常保育事業	両親の就労、家族の介護等の理由で自宅で保育をできない家庭に対して、保護者の代わりに保育園等で就学前の児童を保育します。 ●実施施設：市内11保育園等	継続実施	こども課
延長保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、通常の利用時間以外の時間に保育を行い、育児と就労の両立支援を行います。 ●実施施設：市内11保育園等	継続実施	こども課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
乳児保育事業	0歳児からの保育を実施し、保護者の育児と就労の両立支援を図ります。 ●実施施設：市内11保育園等	継続実施	こども課
病後児保育事業	急性疾患の回復期にある子どもで保護者の就労等の理由により、家庭での保育が困難な時に保育園で保育します。	事業の実施方法等について再検討	こども課
短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）	保護者が疾病、出産、介護、災害、冠婚葬祭等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で7日間まで預かり、養育・保護する事業です。 ●委託施設：桐育乳児園、鐘の鳴る丘少年の家	継続実施	こども課
夜間養護等事業（トワイライト事業）	保護者が仕事等により平日の夜間や休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や緊急の場合において、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。 ●委託施設：桐育乳児園、鐘の鳴る丘少年の家	継続実施	こども課
預かり保育事業（認定こども園・幼稚園）	教育課程時間終了後の園児の受入を実施しています。	継続実施	こども課 学校教育課
保育園等整備事業	施設の老朽化及び児童人口の減少に伴う保育園の統廃合、施設の改修・改築等に助成を行い、保育環境の充実を図ります。	継続実施	こども課
苦情処理体制の整備	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の対応を図ります。	継続実施	こども課 （保育園等）
教育・保育施設の利用者負担額の軽減	教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。 また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満の子を3人以上扶養している世帯の第3子以降の保育料を無料化します。 ●対象：国の無償化対象外の0～2歳の課税世帯の児童	継続実施	こども課
副食費助成事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳の児童について、18歳未満の子を3人以上扶養している世帯の第3子以降の副食費相当額を助成します。	新規	こども課 学校教育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合、各施設で実費徴収している食事の提供に要する費用について、低所得世帯等を対象に補助します。	新規	学校教育課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業です。 新規参入が見込まれる場合には、事業の導入について検討します。	必要に応じて事業実施の検討	こども課

## 2 地域における子育て支援サービスの充実

### 現況把握

- ◇少子化や核家族化が進行し、育児の大変さや地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立化が懸念されます。
- ◇子育ての不安、困難さや負担感を軽減して、子育て家庭の孤立防止を目的として、未就園の子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての地域子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。
- ◇共働き家庭の増加や生活スタイルの変化に伴い、子育て環境や就労形態、価値観の多様化などにより、ニーズに合った子育て支援が求められます。
- ◇コミュニティ意識の低下とともに、地域社会で子どもを育てようとする意識も減退してきています。

### 施策の方向

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話や相談ができる保護者が「ほっとできる場」を提供するとともに、様々な機会を通じて気軽に相談できる体制の整備に努めます。
- きめ細かな子育て支援を目指し、子育てボランティア活動への支援や子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- 親子の関わり方や子育ての方法について、子育て講座を実施することで、親同士がコミュニケーションをとる機会を提供していきます。
- 子育て応援アプリやホームページなどの各種情報媒体を活用し、時間や場所に関係なく、子育て情報を取得することができるようにし、子育てに関する不安の軽減を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
一時預かり事業 (一時保育事業)	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応する事業です。 ●実施施設：市内8保育園等で実施	継続実施	こども課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	地域子育て支援センターを設置し、子育て親子が交流できる場を設けるとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援などの育児支援を行います。 ●実施施設：市内6保育園等で実施	継続実施	こども課
子育てサロン	平日の10:00~12:00まで、第1親老児童館を就学前児童を持つ保護者に開放し、子育てと交流、仲間づくりの場を提供します。	継続実施	こども課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
子育て応援サポーター事業	子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」）で親子の関わり方など子育ての方法を学ぶ機会を設け、子育ての大変さや不安などの解消に努めます。 また、講座修了者は、地域の中で子育てサポーター（子育て応援団）として活躍します。	継続実施	こども課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助をお願いしたい人と子育ての援助をしたい人の双方を会員として募集し、地域として子育てを支えあう事業です。桐生市と連携して、NPO法人わたらせライフサービスに事業を委託しています。 今後は、病児・病後児の預かり部分の拡大も検討します。	継続実施	こども課
子育て家庭への経済的支援	子育て家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、経済的支援等を行います。 ●主な事業：児童手当支給事業、第3子以降への紙おむつ等給付事業、児童・生徒就学援助事業等	継続実施	こども課 学校教育課
保育サービス等に関する情報提供	ホームページや広報紙等を有効活用し、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。（保育園ガイドブック・子育てガイド（児童福祉サービスの案内）等の配布）	継続実施	こども課
子育て応援アプリ「みどりん」	妊娠から就学前の子育て情報やイベント、子育て施設が検索でき、知りたい情報を素早く検索できるほか、随時、感染症などの注意喚起情報も配信しています。	継続実施	こども課
乳幼児健康相談	安心して楽しく子育てができるように子ども同士、養育者同士が交流できる場所や機会を確保することを目的に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・臨床心理士による育児相談及び育児指導を行っています。 また、気軽に相談できる体制を整備します。	継続実施	健康管理課
母子保健推進員活動	住民と行政のパイプ役となり妊産婦・乳幼児への健康診査通知等の配布を通し、受診勧奨を行うとともに、育児や家庭環境について心配と思われる場合には、関係課への情報提供を行い、連携を図っていきます。 また、地域住民組織としてのネットワーク化に努めます。	継続実施	健康管理課
子育て支援のネットワークづくり	市内の地域子育て支援センターと保健センターとの連携や合同事業の充実に努めます。 また、地域子育て支援センターにおいて子育てサークルづくり等の助言・支援を行います。	継続実施	こども課
幼稚園における教育相談・情報提供事業	幼稚園において、子育て相談、情報提供、幼児の望ましい発達を促すための子育て支援を行います。	子育て支援の一環として実施	幼稚園
「赤ちゃんの駅」の指定	子育て中の保護者が安心して外出できる環境づくりのため、気軽に立ち寄れ、おむつ替えや授乳のできる場所として、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として指定しています。 イベント時には、移動式テントも活躍しています。	継続実施	こども課

### 3 地域における子どもの活動の場や機会の確保

#### 現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことではなく、放課後の小学生においても高まっています。
- ◇地域社会におけるコミュニティ意識の低下や情報化の進展などによって、子どもが室内で遊ぶことが多くなっているほか、自然の中や広場で遊ぶなど、様々な体験の機会が少なくなっています。
- ◇少子化の進展や地域のつながりの希薄化により、子ども同士が切磋琢磨する機会や異年齢によるふれあいや活動の機会の減少が指摘されています。
- ◇学童保育の入所児童数は、市全体として微増傾向で推移し、横ばいの状況となっておりますが、地域差などもあることから、実態に合わせた対応が必要となっております。
- ◇共働き家庭の増加により、「孤食（一人で食事を取ること）」が多くなっています。

#### 施策の方向

- 子どもたちが安心して遊べる場、集まれる場、交流できる場を増やし、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実を図ります。
- 次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図ります。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため「放課後児童クラブ」の充実を図ります。また、全ての就学児童が、放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子供教室」等の実施を検討していきます。
- 食事を満足に食べていない子どもや「孤食」の問題を解決しようと、ボランティアでこども食堂を運営する団体が増えてきているため、市では、この団体の活動を支援していきます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
学童保育の充実	放課後に就労等により保護者のいない家庭の小学生に対し、学童保育所で児童の健全育成を図ります。 また、新設小学校の建設に伴い、新しく学童保育所が必要になった場合には、整備を検討していきます。 ●実施施設：市内10か所	継続実施	こども課
放課後子供教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する放課後子供教室の実施を検討します。	事業実施を検討	社会教育課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
児童の健全育成	<p>「青少年育成推進員連絡協議会」、「子ども会育成会連絡協議会」などの青少年健全育成関係組織により、児童の健全育成に向けた活動を行います。</p> <p>また、民生委員・児童委員協議会では毎月各地区で開催する定例会において、虐待の報告や情報交換等を行うとともに、各委員は地区における要保護児童対策協議会の中心的メンバーとなり、健全育成に向けた活動を行っています。</p>	継続実施	こども課 社会教育課
子ども会育成会事業の支援	<p>地域の子ども同士の交流及び、子どもと大人のふれあいや結びつきの推進を補助します。</p> <p>●主な事業：球技大会、かるた大会、インリーダー研修等</p>	継続実施	社会教育課
様々な体験機会の充実	<p>博物館事業における子どもを対象とした岩宿探検隊や岩宿ムラまつりの体験学習をはじめ、幼稚園や保育園等、小中学校と連携した体験学習、総合学習に取り組むとともに、その学習成果を博物館や市内公共施設で展示します。</p> <p>また、郷土史の学習も博物館との連携で実施します。このような事業を通じて歴史理解を深め、情操豊かな子どもたちを育成します。</p>	継続実施	文化財課
公民館事業の充実	<p>家庭・学校・地域が連携し、家庭の教育力の再生や子どもの居場所づくりに対応した各種体験活動事業等の充実を図ります。</p> <p>●主な事業：家庭教育学級（お母さんと一緒に教室等）、青少年教室（親子料理教室、絵画教室、書き初め教室等）、地区申請学級の支援（子ども八木節教室等）、子どもまつり</p>	継続実施	社会教育課
多世代交流館	<p>旧福岡西小学校をリニューアルし、市民の生涯学習及び市民の交流、子育て親子の交流等を推進することを目的に活動室や多目的ホールなど、13の部屋と体育館や多目的広場を備えた施設です。</p>	新規	社会教育課
図書館事業の充実	<p>市民の要求に応えるため蔵書の充実を図り、資料や情報の提供等を行います。読み聞かせや映画会などを実施し、子どもが情操豊かに成長をしていけるような様々な体験機会の充実を図ります。</p>	継続実施	社会教育課
広場・公園整備の充実	<p>子どもに健全な遊び場を提供するため、広場の点検・管理を行い、子どもがのびのびと遊べる環境を確保します。</p>	継続実施	建設課
こども食堂の支援	<p>地域の大人が子どもに無料または定額で食事を提供する取り組みで、栄養バランスのとれた食事を食べられるほか、「孤食」を防ぐ効果もあります。市は、活動するボランティア団体やNPO法人を支援します。</p>	新規	こども課

## 基本目標 2 親と子どもの健康確保・健康づくり

### 1 子どもや母親の健康の確保

#### 現況把握

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が成長していく過程で大きな影響を与えることは周知の事実であり、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、いつまでも健康に暮らすことができるよう、親子ともども好ましい生活習慣をきづいていくことが望まれます。
- ◇健康に関する保健分野においては、母子健康手帳交付、妊産婦健康診査など出産前からの母子の健康管理、乳幼児健康診査、相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導體制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。
- ◇不妊に関する相談や思春期での健康教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりが重要です。
- ◇生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

#### 施策の方向

- 妊産婦及び乳幼児の健康維持や、出産、育児に対する不安を解消するため、発達段階に応じた母子保健事業の充実を図り、出産から子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等が専門的な見地から総合的相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施します。	新規	健康管理課
不妊治療費助成事業	不妊治療に対する治療費助成を実施すると共に相談体制の充実を図ります。	継続実施	健康管理課
不育症治療費助成事業	不育症に悩む夫婦の経済的・精神的負担を軽減し、適切な検査や治療を受け、安心して子どもを産み育てる支援体制を図ります。	新規	健康管理課

事業名	内容	今後の方針	担当課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付時に心配事についての相談や妊娠中の健康管理について保健指導を行います。 また、パパママクラスやその他の制度について周知を図ります。	継続実施	健康管理課
妊産婦健康診査助成事業	妊娠から出産後までの健康管理のため、健康診査に対して受診券を交付して健診費用を助成するほか、受診勧奨を行います。	継続実施 新規	健康管理課
パパママクラス 赤ちゃんともママクラス	安心して妊娠・出産・育児ができるよう実施します。 また、親になるという共通の課題を持った仲間との交流の場となるよう支援します。	継続実施	健康管理課
産後ケア事業	産後、育児不安が強い、子育て支援等が得られない母子を対象に協力医療機関等で日帰りまたは宿泊でのケアを提供します。	新規	健康管理課
母乳育児推進事業	産科医療機関等で、産後の早い時期に母乳育児への支援が受けられるよう、母乳外来の費用を一部助成し、育児の不安の軽減を図ることにより、安心して母乳育児を行えるようにします。	新規	健康管理課
新生児聴覚検査補助事業	生後すぐに行う聴覚検査の自己負担費用の一部を助成します。	継続実施	健康管理課
養育医療給付事業	未熟児として出生し、医師の判断で指定医療機関にて入院治療が必要とされた子どもに対して、医療の給付を行います。	継続実施	健康管理課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健法に基づく産婦・新生児訪問指導に準じて、市の保健師や助産師が出産後2か月頃までを目安に全数訪問を実施し、育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認と合わせて、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	各関係機関と連携し訪問を継続実施	健康管理課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進を目指します。 また、各健康診査の保健指導において、子どもの事故予防についての啓発を行います。 ●主な事業：①乳児健康診査（4か月児、7か月児） ②1歳児健康診査 ③1歳6か月児健康診査 ④2歳児歯科健康診査 ⑤3歳児健康診査	継続実施	健康管理課
乳幼児健康相談	安心して楽しく子育てができるように子ども同士、養育者同士が交流できる場所や機会を確保することを目的に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・臨床心理士による育児相談及び育児指導を行っています。 また、気軽に相談できる体制を整備します。	継続実施	健康管理課
みどりっこ相談会	4歳児の保護者にアンケートを実施し、教育・保育施設と連携して発達障害の傾向を早期に発見するとともに、その児の状況に応じた関わり方や生活の工夫等の情報提供や適切な支援につなげる機会として相談会を実施します。	継続実施	健康管理課

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
乳幼児の食育	乳幼児健康診査時の栄養指導、離乳食指導、離乳食試食実習を通して食の大切さを周知し、食生活の基本を伝えていきます。 ●主な事業：離乳食指導（実習編）、もぐもぐクッキング、健康診査時における離乳食の試食やおやつ指導	継続実施	健康管理課
学校における食育授業	栄養士・クラス担任による食育の授業を学級活動等で実施します。 また、段階的に栄養教諭を配置し、食育指導を行います。	全学校の教育課程に位置づけ	学校教育課 小中学校
親子の食育教室	バランスのとれた食事や正しい食習慣の形成、簡単に作れる料理やおやつなどについて学習し、食や料理への関心の喚起、子どもが食について考える契機とし、健康づくりの推進と心身の健全育成を目指します。事業の推進にあたっては、食生活改善推進協議会の協力を得て実施します。 ●主な事業：地域子育て支援センターでの手作りおやつ試食会、親子の食育教室等	継続実施	健康管理課
食に関する情報提供等の充実	保健センターで実施する事業や広報紙、ホームページ等を活用し、おいしく楽しく食事が食べられるように適切な情報を提供していきます。	継続実施	健康管理課



## 2 小児医療の充実

### 現況把握

- ◇少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。
- ◇子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけがや病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

### 施策の方向

- 地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
小児医療の充実	各関係機関や近隣市町村との連携をとり、小児医療の充実と確保に努めます。	継続実施	健康管理課
平日夜間・休日における医療サービスの充実	医師会や近隣市町村との連携により、平日夜間における急病診療所、休日における当番医の確保などの医療サービスの充実を図ります。	継続実施	健康管理課
小児医療に対する情報提供の充実	小児医療に係る情報提供を積極的に行うとともに、夜間・休日に診療を行っている医療機関や、子どもが急病になった時の相談窓口等の周知に努めます。	継続実施	健康管理課

## 基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の高まり、家庭や生活上の問題、日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇本市では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の未然防止に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。
- ◇児童虐待の相談件数は、年々増加の一途をたどっており、全国では重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、社会問題化しています。これを受けて、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検が全国で行われ、本市においても、市内の児童の安全を確認しました。

#### 施策の方向

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と更なる連携を図り、児童虐待の発生予防から早期発見及び早期対応に努めます。
- 虐待の発生予防や早期発見のため、積極的に子どもの安全確認に努めるとともに、転出入の際に、支援が途切れないよう市町村間や児童相談所と緊密な連携を図っていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して有効な支援を積極的に行います。
- 子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うため、平成30年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、相談対応、必要な調査、訪問、関係機関との円滑な連携等による継続的な支援及び相談体制の強化に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
虐待発生予防対策の充実・早期発見・早期対応の充実	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係者との連携を図りながら要保護児童や家族の支援の充実を図ります。 また、小学校と連携し、就学時健診時に講話（「しつけと虐待について」）を行います。	継続実施	こども課

事業名	内容	今後の方針	担当課
問題行動に対する連携推進事業	暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の問題行動及び虐待に対し、警察・地域の関係機関・団体等と幅広く連携し、学校復帰や立ち直りに向けた支援を行います。	事業を強化	学校教育課
各種健康診査等による早期発見・早期対応の推進	健康診査や保健指導等、母子保健活動全般を通じて、虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努めます。 また、児童虐待を予防するため、各関係機関と連携し保健師及び助産師や母子保健推進員等の家庭訪問による積極的な相談・支援を行います。 さらに、乳幼児健康診査等で発達の遅れや障がいの心配があった場合、関連機関との連携を図りながら、子どもの状況や家庭環境に適した指導を行います。	家庭児童相談室相談員等と連携し継続実施	健康管理課
子育て講座	子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」）で親子の関わり方など、子育ての方法を学ぶ講座を行います。	継続実施	こども課
子ども家庭総合支援拠点事業	親子関係、家庭や養育環境、子どもの特性などの実情の把握や情報の提供、必要な調査、保健、福祉、医療、教育等の関係機関との連携を強化して継続的な支援を行います。 また、親子の交流スペースを活用し、安心して相談できる相談体制の整備に努めます。	事業を強化	こども課



## 2 障がい児施策の充実

### 現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう、社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では、「みどり市障がい者計画 2012（後期計画）」、「第5期みどり市障害福祉計画」、「第1期みどり市障害児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育などの障がい児施策を展開しています。
- ◇障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

### 施策の方向

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により、年齢や症状に合わせた支援、療育が受けられるような体制づくりに努め、早期発見、早期療育に取り組みます。
- 相談体制を整えるとともに、必要なサービス提供を行い、障がい児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
障がい児保育事業の充実	保育園等・学童保育所における障がい児保育の充実を図ります。	継続実施	社会福祉課 こども課
障がい児の自立支援施策	障がい児が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 ●主な事業：居宅介護、短期入所、児童通所支援等	継続実施	社会福祉課
在宅障がい児への支援	在宅障がい児に対する福祉サービス等において、情報提供を充実させ、利用促進を図ります。	相談支援事業所等関係機関と教育委員会や学校との連携を強化	社会福祉課
障がい児教育の充実 (特別支援教育)	障がいのある子どもに対し、特別支援教育体制を整備することで、将来の社会参加や自立に必要な能力の育成を図ります。 また、特別支援学級に支援員を配置し、支援の充実を図っています。 障がいのある子どもが、将来、積極的に社会参加していけるように、障がいのない子どもと活動をともにする交流及び共同学習を充実します。 ●主な事業：教育支援員配置事業	障がいの多様化により事業を手厚くする	学校教育課 小中学校

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
通級指導学級	小学校に通級指導教室を設置し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、個に応じた教育支援の充実を図ります。	継続実施	学校教育課
障がい児施設との交流事業	障がい児施設にいる児童との交流を行います。 (年2～3回)	継続実施	学校教育課 小中学校
障がいに対応した相談事業の推進	発達の遅れや障がいの心配があった場合、子どもの状況や家庭環境にあわせて関連機関との連携を図りながら、子どもの将来に向けた発達相談や家族を含めた支援を行います。	家庭児童相談室 相談員等と連携して対応し継続実施	こども課 社会福祉課 健康管理課
障がい児施策の情報提供	障がいのある児童の保護者に対し、その障がいに対応した施設及び在宅サービスの情報を提供します。 ●主な事業：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等	福祉関係者等と教育委員会や学校との連携を強化	社会福祉課
障がい児に対する理解促進	福祉関係団体による福祉パレードに協力し、障がい児に対する理解促進を図ります。	継続実施	社会福祉課

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 現況把握

- ◇近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本市では、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

#### 施策の方向

- ひとり親家庭等の経済的・精神的な自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及・啓発に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
母子家庭等の自立支援の推進	母子家庭等に対する就労支援として、資格取得のための経済的支援を行います。 また、それぞれの家庭に必要な情報を提供するために関係機関と連携を図ります。 ●主な事業：自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	継続実施	こども課
ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	窓口相談、電話相談、来所相談、健康相談、訪問相談を充実させ、気軽に相談できる体制を整備します。 また、地域における身近な相談は民生委員・児童委員も行っており、関係機関が連携して対応していきます。	継続実施	こども課
ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等で収入が少なく、援助が必要とされる家庭に対し、給食費、学用品、修学旅行費等を援助するとともに、保育所への入所について配慮しています。 また、母子家庭等に対する支援として、児童扶養手当制度の周知を図っています。 ●主な事業：児童・生徒就学援助事業、児童扶養手当支給事業等	継続実施	学校教育課 こども課
ひとり親家庭等の就労促進	国・県・関係機関との連携を図りながら、身近に相談できる窓口の紹介と各種就労情報を提供します。	継続実施	こども課
子どもの未来応援事業	資格取得や就職活動を有利にし、よりよい条件で就職することで、生活の負担軽減を図ります。 ●主な事業：高卒認定試験合格支援事業	継続実施	こども課

## 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

### 1 次代の親の育成

#### 現況把握

- ◇基礎学力の向上や体力づくりはもちろんのこと、心豊かな個性の育成や道徳教育などにより、他人を思いやり、命の大切さを学べる経験が必要となります。
- ◇本市は、豊かな個性の育成、道徳教育などに力を入れ、各種体験学習の充実を推進してきました。
- ◇今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぼうとする意欲や自ら判断し行動する力を育む「生きる力」の教育や、他人を思いやり、命の大切さに気付く「心の教育」などを学ぶために、より一層の体験学習を充実させる必要性があります。

#### 施策の方向

- 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、体験する機会を充実します。
- 乳幼児とのふれあい体験などにより、子どもを生き育てること、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
保育園・幼稚園での職業体験	保育実習や職場体験事業で地域の中学生が保育園、幼稚園において、園児とふれあう機会の充実を図ります。	継続実施	学校教育課 中学校
異年齢児交流事業	保育園において、年齢の異なる児童の交流を図ります。 ●主な事業：青少年教室、家庭教育学級（公民館事業）	継続実施	こども課 保育園 社会教育課
赤ちゃんふれあいセミナー	命の大切さや子どもを生き育てることを学ぶ機会として、中学生に対して乳幼児とふれあう機会を提供します。具体的には、赤ちゃんの発育・発達や離乳食等についての事前学習を行い、実際に生後2か月から1歳くらいの乳幼児とその母親との交流（ふれあい体験学習）を行うとともに、性や命をテーマとした講習会を通して性に関する正しい知識の普及と心身の健康づくりを支援していきます。	継続実施	健康管理課 学校教育課

## 2 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進

### 現況把握

- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。
- ◇小・中学校では、確かな学力と豊かな心、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた「生きる力」の育成を目指し、確かな基礎学力の定着、基本的な生活習慣の指導、体育授業の質的向上などを進めています。
- ◇健康づくりの分野においては、健康に関する意識を高めるため、各種啓発事業に取り組んでいます。
- ◇子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を計画的に進めています。

### 施策の方向

- 幼児教育では、基本的な生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図るとともに、子どもの学習に取り組む意欲を育みます。
- 子どもの思考力・判断力・表現力など確かな学力の育成に努め、子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
幼児教育の充実	<p>教育委員会窓口においてパンフレット等を配布し情報提供を行います。</p> <p>幼稚園と小学校の連携を推進し、園児と児童の交流を充実するとともに、幼稚園と小学校の教諭がお互いの授業を参観し、教員の資質の向上に努めます。</p> <p>また、幼児教育充実のため幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定を検討していきます。</p>	<p>幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定</p>	<p>学校教育課 幼稚園 小学校</p>
学校評議員の活用	<p>校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを目指すため、学校評議員の意見を取り入れた学校経営の改善と地域に根ざした教育を推進します。</p> <p>地域の住民（行政区長など）や保護者から構成される学校評議員会議を年2回実施しています。</p>	<p>学校関係者評価を行う部分に協力依頼を行う（継続実施）</p>	<p>学校教育課</p>

事業名	内容	今後の方針	担当課
学力向上支援対策事業	マイタウンティーチャーを各学校に配置し、少人数指導によるきめ細やかな指導等を実施し、学力の向上を図ります。	継続実施	学校教育課 小中学校
豊かな心の育成	年間 35 時間の道徳の時間を有効に活用し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動と密接な関係を図りながら、計画的、発展的な指導による道徳教育の充実を図ります。	学習指導要領に基づき道徳教育の充実を図る	学校教育課
健やかな体の育成	家庭と連携を取りながら、基本的な生活習慣の育成を図ります。子どもが、さまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。 また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。	社会教育課と連携し計画的に実施	学校教育課 社会教育課 小中学校
情報教育の推進	コンピュータなどの情報機器やインターネットを活用した教育を推進し、情報化社会に対応できる児童・生徒の育成に努めるとともに、プログラミング教育・情報モラルについての教育を推進します。	ICT活用と情報モラル教育の充実を図る	学校教育課
体力づくりと健康教育の推進	各学校において、体力づくりと学校保健の全体計画を作成し、計画的に児童・生徒の体力向上と健康増進を目指しています。 ●主な事業：児童・生徒健康診断、就学時健康診断等	体力向上についての取り組みを強化	学校教育課
教員の資質の向上	児童生徒の個性に応じた指導ができるよう、教育研究所を中心とした研修体制を強化し、教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。 ●主な事業：教育相談技術認定講座、教育講演会、教育研究所研究班、各教科等主任会研修会等	継続実施	学校教育課 小中学校
安全管理に関する取り組みの推進	老朽化した学校施設の改修を行い、子どもたちの安心と安全な学習環境づくりを推進します。不審者、災害等に対する緊急事態に備えるための環境づくりを目指します。 また、地域住民との連携を図り、不審者に対する情報提供や子どもの安全を確保するための見守りの強化を図ります。 ●主な事業：学校施設整備改修事業、緊急メール配信システム	安全な環境づくりと防災教育の充実	教育総務課 学校教育課
幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の連携強化	幼・保・こ・小・中連絡協議会を開催し、小・中学校と幼稚園・保育園等との連携を図りながら、情報交換や交流を深めます。	小1や中1ギャップ等の防止のため、連携の充実	学校教育課 こども課
小・中学校給食費無料化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市の将来を担う人材の育成と生涯を通じて「食育」に取り組める環境づくりを目指します。(平成 29 年度から実施) ●対象：みどり市内の小中学校に通う児童・生徒	継続実施	教育総務課

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	内容	今後の方針	担当課
青少年育成推進員活動の支援	青少年の健全育成を目指し、青少年の諸活動を支援するとともに、有害環境の除去と非行の防止に努めます。	継続実施	社会教育課
ひきこもり・不登校児童・生徒対策の充実	適応指導教室やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談事業の充実を図り、学校や家庭、その他関連機関と連携しながら、全中学校に生徒指導サポート員を配置し学校復帰の支援に努めます。 ●主な事業：教育研究所の適応指導教室の相談・指導、生徒指導特別サポート	学校復帰へのアプローチを強化する	学校教育課
子どもを取り巻く有害環境対策	警察、学校、関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。 また、群馬県青少年保護育成条例に基づく販売店への条例の普及を図り、協力を求めて行きます。	警察、学校、関係機関との連携を図る	社会教育課 学校教育課
喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及及び相談体制の充実	学校保健会や保健福祉事務所と連携、情報交換を図り、養護教諭等による相談体制の充実を図ります。学校保健会や保健福祉事務所と連携、情報交換を図ります。喫煙・飲酒・薬物の影響について、児童生徒及び保護者への啓発活動の充実に努めます。	養護教諭及び児童生徒を対象とした喫煙防止教室等の継続開催	学校教育課
思春期保健対策	思春期における命の大切さや性に関する正しい知識と理解については、学校の教育課程によって進められています。児童生徒の身体的発達や、性情報の氾濫、性非行問題行動、エイズ等の性感染症等について指導する意義・必要性があり、人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい異性観をもつことができるように進めていきます。 また、主に小学校5年生を対象とした「命の授業」や「性に関する授業」を開催し、性に関する正しい理解の推進に努めます。 ●主な事業：思春期講演会、「命の大切さ」	継続実施	学校教育課

### 3 家庭や地域の教育力の向上

#### 現況把握

- ◇子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。
- ◇しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。
- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇本市では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性、重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供しています。
- ◇今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

#### 施策の方向

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。
- 子どもの学習意欲を育むとともに、親子のふれあいや友達との遊び、地域の人々との様々な体験などの機会を充実させ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
地域活動への教職員の自主的参加の促進	教職員等が参加できるような機会を増やし、教職員と地域とが一緒になって、スポーツやボランティア活動に参加することにより、地域と学校の連携を図ります。	学校と地域、各種団体と連携強化	学校教育課 小中学校
家庭や地域の教育力の充実	家庭や地域における教育の重要性及び必要性を啓発するとともに、家庭教育学級や子育て学習講座などの充実を図り、家庭や地域の教育力の向上を目指します。 ●主な事業：家庭教育学級、PTA活動、みどり市どこでも出前講座等	継続実施	社会教育課
体験活動の充実・支援	地域の体験活動を充実させるため、教職員や地域の人材等を有効活用し、子どもの様々な体験学習や催しを開催するとともに、子ども会育成会等青少年団体の活動支援を行います。 ●主な事業：子どもまつり事業、子ども会育成会等への支援	継続実施	社会教育課

## 基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

### 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

#### 現況把握

- ◇少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担感が増す中においては、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが重要です。
  - ◇男女共同参画社会の構築に向けてさまざまな対応がなされてきていますが、社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や、社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。
  - ◇仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあり、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。
- また、女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに協力し、参加する子育ての推進が必要となっています。

#### 施策の方向

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が家庭における責任をともに担うことの意識を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
キャリアドリーム (職場体験)事業	職業体験事業の充実を図り、中学生が地域の職場や身近な人々の仕事を体験することによって、働くことの意義を学習します。 また、地域の人との人間関係や交流を更に深め、幅広いものの見方、考え方を育成します。	受け入れ事業所の確保と体験プログラムの充実を図る	学校教育課 中学校
人権教育の推進	小・中学校の授業や人権啓発、みどり市人権展等の開催などにより、互いの生命と人権を尊重し、年齢・性別等さまざまな偏見と差別をなくす学習機会や活動を促進します。	市民の人権意識を高める活動を実施	小中学校 社会教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
働き方の見直しの意識啓発	小・中学校の授業や、みどり市人権展、人権講座の開催などにより、「男性は仕事、女性は家庭」といった従来の意識を変え、性別役割分担意識にとらわれず、職業を選択し、男女がともに家庭内における役割を分担するよう啓発を行います。	男女共同参画への理解を深め実践へと結びつけるための活動を実施	社会教育課
男女共同参画の推進	一人ひとりの意識や日常生活に潜む、固定的性別役割分担意識を解消し、男女が対等な人間関係のもと、家庭・地域・職場等あらゆる分野において、共に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画プランによる啓発活動を行います。	男女共同参画についての理解を深めてもらうため啓発活動を実施	企画課
子育てしやすい職場を目指した企業への啓発	労働者が安心して働ける職場環境を形成するために、企業に対して子育て環境の整備に関する制度の周知、啓発を促進します。	継続実施	商工課
子育て中の親に対する就労支援	保育所等を利用できる対象者を求職中（最長 90 日間）の人にも認めることで、就労意欲の高い子育て中の親に対する就職活動の側面的な支援をします。	継続実施	こども課
働く女性支援連携事業	県と調整し、県内各市町を会場に、女性の就業に役立つセミナーや企業との交流会等、女性の就業の支援を行います。	継続実施	商工課



## 2 子どもの安全の確保

### 現況把握

- ◇防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。
- ◇現在、本市では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの実施、防犯灯などの防犯設備の整備を進めています。
- ◇今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が重要となります。
- ◇保育所等、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な防犯情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成を図るとともに、地域での声かけや見守りなどのほか、自主防犯対策の啓発や日々の実践も必要です。

### 施策の方向

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。特にメール配信による「防災・防犯メール配信サービス」の登録者を増やすよう努めます。
- 防犯灯の適正な設置・管理や、危険か所の安全点検を行い、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。
- 保育所等で行われる園外活動について、安全性や危険箇所のチェック、職員体制など点検・確認を行い、安全対策のための情報を共有し、組織的に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
地域安全パトロール活動の充実	子どもの安全を守るため、学校PTAや市による定期的なパトロールの他、各地域での自主的防犯パトロール活動を積極的に支援するとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。	継続実施	危機管理課 大間々市民生活課
施設における犯罪の未然防止	小学校に学校安全警備員を配置するとともに、小中学校及び幼稚園に防犯カメラを設置し、子どもの安全を確保します。 ●主な事業：スクールガードシステム、防犯カメラシステム、非常通報装置設置	継続実施	教育総務課 学校教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
PTAや地域住民による巡回パトロール	子どもの下校時刻に合わせて地域や保護者が巡回パトロールを実施します。 また、更生保護女性会が、子どもの下校時刻に合わせて「愛の声かけ運動」を実施します。	不審者対応として、子ども安全協力の家事業と連携	学校教育課 社会教育課
防犯ボランティアの活動支援	防犯ボランティアに対する車両の貸出や活動支援を行い、地域における自主的防犯体制の整備を促進していきます。	継続実施	危機管理課
安全・防犯体制の充実	青少年育成推進員連絡協議会及び青少年センターが組織されており、防犯パトロールや情報交換等を行います。 また、県等が実施する「おぜのかみさま県民運動」の周知を行うとともに、みどり市青少年問題協議会が提唱している「みどりのこども」の実践を各家庭に働きかけます。 さらに、関連機関・団体などと連携し、情報の共有化と安全対策の推進を図ります。	関連機関・団体などとの連携を強化し、情報の共有化と安全対策の推進を図る	社会教育課
交通安全教育の推進	交通関係機関・団体と連携し、心身の発達段階に応じた道路を通行するために必要な基本的技能・知識の習得とその必要性を理解させるため、参加・体験・実践型による交通安全教育を推進します。 また、関係機関へチラシを配布するなど、チャイルドシートの着用の周知を図ります。	継続実施	危機管理課
防犯施設の充実	LED防犯灯のデータ集積により効率的な維持管理に努めるとともに、新規防犯灯の設置により、市内をさらに明るくし、犯罪防止や防犯効果を高めます。	継続実施	危機管理課
防災・防犯情報の伝達	災害等に関する情報を市民に伝達できるよう、防災情報伝達システムを整備し、災害時の被害の防止・軽減を図ります。 また、「防災・防犯メール配信サービス」では、事前に登録された方に対して、メールで情報配信を行い、注意喚起を促します。	継続実施	危機管理課
保育園等における防犯設備の充実	保育園等に防犯カメラを設置するなど、防犯対策を実施し、子どもの安全を確保します。	継続実施	こども課

### 3 子育てを支援する生活環境の整備

#### 現況把握

- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、だれもが安心して、快適に生活できる環境づくりが求められています。
- ◇少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがされ、さらには、市全体が子育てを応援する気運の醸成が求められています。

#### 施策の方向

- 子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れでも安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
- 子育て家庭が安心して外出でき、安全に生活できる環境づくりを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
安全な道路交通環境の整備	<p>子どもの安全を確保するため、警察、道路管理者、学校が合同で通学路点検を実施し、横断歩道等の交通規制の整備や注意看板の設置等、児童の登下校の安全対策に努めます。</p> <p>また、警察と連携し、通学路の安全点検、交通指導員、保護者、学校教職員等による登下校時の安全指導の充実を図ります。</p>	総合計画に基づき道路整備を実施する	危機管理課 建設課 学校教育課
道路改良事業	<p>狭隘道路や生活道路について、拡幅工事や車道と歩道の分離等を行うことにより、子どもの安全を確保します。</p>	総合計画に基づき道路整備を実施	建設課
バリアフリー化の推進	<p>既存公共施設では、トイレの改修、段差解消などにより、乳幼児連れでも利用しやすい施設を整備します。</p> <p>また、道路環境の整備では歩道幅員の確保、段差の解消、平坦性の確保、障害物の除去、視覚障がい者誘導ブロックの設置など、全ての市民にとって、利用しやすい公共交通の充実を図ります。</p>	継続実施	共通事項
公営住宅の情報提供	<p>広報誌や窓口において市営住宅の情報提供を行い、住民に周知を図ります。</p>	広報による情報提供を継続	建設課

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう、検討し取り組んでいきます。

また、平成29年度には市内保育所2園が認定こども園に移行しましたが、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、引き続き、認定こども園への移行を支援していきます。

### (2) 施設、事業者等との連携方策

#### ①教育・保育施設等との連携

市は、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業者等と密接に連携するとともに、事業者が適切かつ質の高い教育・保育を提供できるよう、継続的に支援を行います。

#### ②保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。

また、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の交流や連携を円滑に行うための方策を検討します。

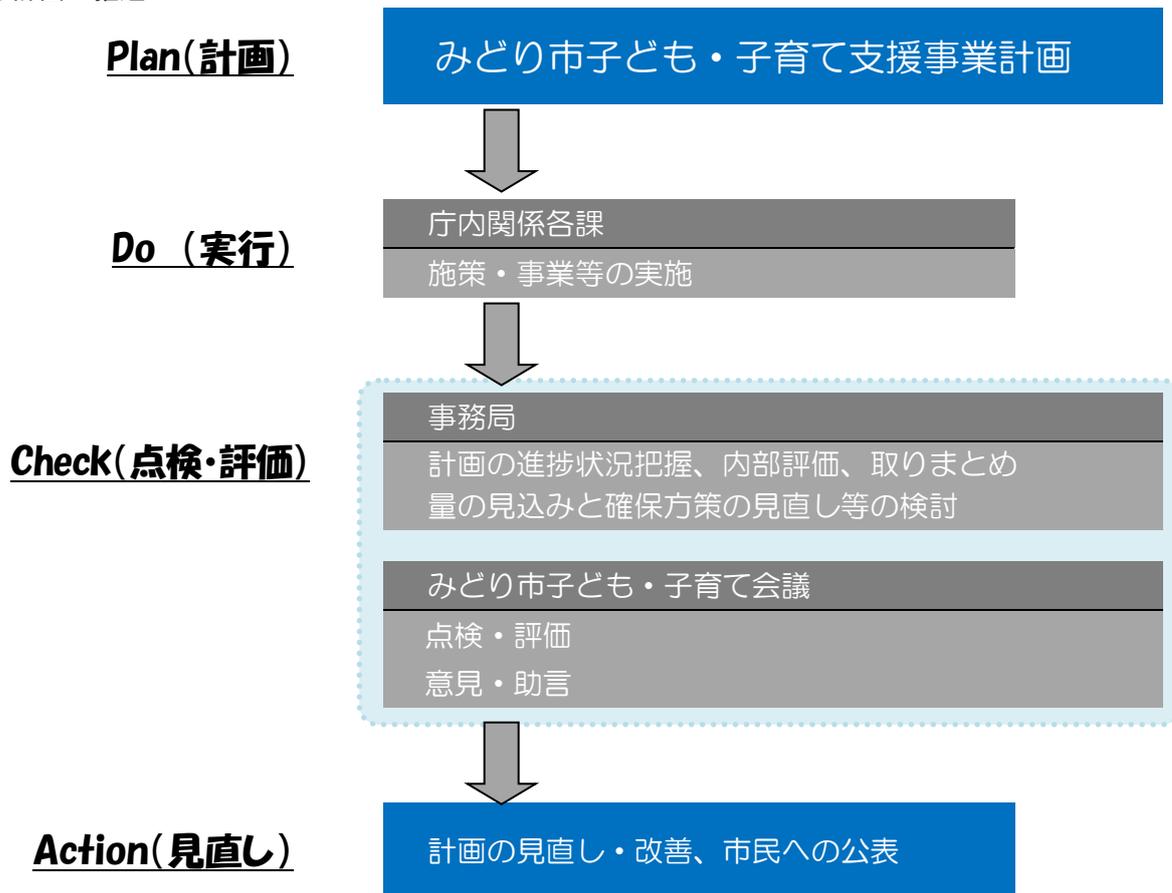
## 2. 計画の点検・評価

計画の点検・評価については、毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

本計画の適切な進行管理を進めるために、具体的施策の進行状況について適宜把握するとともに、「みどり市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第4章の「教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

○計画の推進



## 資料編

## 1. 計画策定の経過

年月日	会議名等	主な内容
平成 28 年 7 月 22 日	平成 28 年度 第 1 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
平成 29 年 2 月 21 日	平成 28 年度 第 2 回子ども・子育て会議	・特定教育・保育施設に係る利用定員について
平成 29 年 8 月 7 日	平成 29 年度 第 1 回子ども・子育て会議	・委嘱状交付 ・子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて ・公立保育園の対象年齢の拡充について
平成 30 年 3 月 6 日	平成 29 年度 第 2 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
平成 30 年 8 月 7 日	平成 30 年度 第 1 回子ども・子育て会議	・委嘱状交付 ・子ども・子育て支援事業計画
令和元年 7 月 25 日	令和元年度 第 1 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画について （教育・保育提供区域の設定） ・ニーズ調査の結果について
令和元年 11 月 8 日	令和元年度 第 2 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画について （量の見込み、確保方策等） ・10 月から始まった幼児教育・保育の無償化の現状について
令和 2 年 2 月 13 日	令和元年度 第 3 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画について （素案）

---

## 2. みどり市子ども・子育て会議条例

---

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関として、みどり市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による者

(5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. みどり市子ども・子育て会議名簿

No	氏名	選出団体	役職名等	備考
1	須永 美夏	笠懸第1保育園	保護者代表	
2	石山 陽介	二葉保育園	保護者代表	
3	松島 麻美	ちえのみ保育園	保護者代表	
4	川邊 麻友美	笠懸幼稚園PTA	代表	
5	木戸 英行	大間々南幼稚園PTA	代表	
6	柳澤 泰子	大間々東学童保育所	保護者代表	
7	松村 朋子	みどり市PTA連合会	代表	
8	國井 洋子	みどり市保育園連絡協議会	代表	
9	藤生 義道	みどり市私立幼稚園協会	代表	
10	石川 雅子	みどり市立笠懸幼稚園	園長	
11	齋藤 壽雄	地域子育て支援センター (笠懸いずみ子育て支援センター)	施設長	
12	吉原 秀雄	みどり市社会福祉協議会	副会長	副会長
13	黒澤 やよい	桐生大学 別科助産専攻	准教授	
14	宮崎 武	みどり市議会市民福祉常任委員会	委員	会長
15	佐々木 薫	公募委員	公募委員	
16	富所 哲平	公募委員	公募委員	
17	加部 豊	みどり市小・中学校長会	代表	
18	橋場 文予	みどり市民生委員児童委員協議会	代表	
19	備海 忍	みどり市子ども会育成会連絡協議会	代表	
20	長澤 祐子	みどり市青少年育成推進員連絡協議会	代表	

## 第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年3月)

---

発行：みどり市  
編集：みどり市保健福祉部こども課  
〒379-2395  
群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地  
TEL：0277-76-2111

---